

第48回（平成30年度第3回）
大分県事業評価監視委員会

資 料

報道関係・一般傍聴者

平成31年3月12日(火)
大分センチュリーホテル 2階 桜の間

第48回（平成30年度第3回）大分県事業評価監視委員会

次 第

日時：平成31年3月12日（火） 10時00分～

場所：大分センチュリーホテル 2階 桜の間

1. 開会の辞 10:00～

- (1) 土木建築部長挨拶
- (2) 委員長挨拶

2. 対象事業説明 10:10～

(1)	再	基幹農道整備事業	大副3期地区	農村基盤整備課
(2)	再	通常砂防事業	一尺屋川	砂防課

《休憩》 10:50～

(3)	事前	広域河川改修事業	久留須川（上流）	河川課
(4)	事前	広域河川改修事業	井崎川	河川課

《昼食・休憩》 12:00～ 13:00

(5)	再	都市計画道路事業	富士見通南立石線 （南立石工区）	都市・まちづくり 推進課
(6)	再	都市計画道路事業	祇園洲柳原線 （南工区・本丁工区）外1線	都市・まちづくり 推進課

《休憩》 13:40～

(7)	再	道路改築事業	古江丸市尾線 （葛原～丸市尾工区）	道路建設課
(8)	事後	道路改築事業	国道387号 （町田バイパス）	道路建設課

2. 閉会の辞

- (1) 事務局長挨拶 ~15:00

資料目次

1. 総括表

- | | | |
|-----|---------|--------|
| (1) | 対象事業総括表 | P0-1 ~ |
| (2) | 箇所図 | P0-2 ~ |

2. 対象事業

農林水産部

- | | | | |
|-----|--------------|--------|--------|
| (1) | 【再】 基幹農道整備事業 | 大副3期地区 | P1-1 ~ |
|-----|--------------|--------|--------|

土木建築部

- | | | | |
|-----|---------------|---------------------|--------|
| (2) | 【再】 通常砂防事業 | 一尺屋川 | P2-1 ~ |
| (3) | 【事前】 広域河川改修事業 | 久留須川（上流） | P3-1 ~ |
| (4) | 【事前】 広域河川改修事業 | 井崎川 | P4-1 ~ |
| (5) | 【再】 都市計画道路事業 | 富士見通南立石線 南立石工区 | P5-1 ~ |
| (6) | 【再】 都市計画道路事業 | 祇園洲柳原線（南工区・本丁工区）外1線 | P6-1 ~ |
| (7) | 【再】 道路改築事業 | 古江丸市尾線 葛原～丸市尾工区 | P7-1 ~ |
| (8) | 【事後】 道路改築事業 | 国道387号 町田バイパス | P8-1 ~ |

第48回（平成30年度第3回）大分県事業評価監視委員会 対象事業総括表

【事前評価】土木建築部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	全体計画			評価結果		対応方針(案)
						事業期間	事業費	事業概要	総合評価	ランク	
①	河川課	交付金	広城河川改修事業	久留須川(上流)	佐伯市直川大字上直原～仁田原	13年	3,000	延長 L=2,500m 築堤 V=9,000m ³ 築橋 V=141,000m ³ 護岸 A=15,000m ²	橋梁 4橋 堰 3基		事業実施
②	河川課	交付金	広城河川改修事業	井崎川	佐伯市弥生大字大坂本～尺間	24年	5,503	延長 L=8,400m 築堤 V=11,000m ³ 築橋 V=229,000m ³ 護岸 A=47,000m ²	橋梁 7橋		事業実施

【再評価】土木建築部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度		増減率 今回/前回	B/C 今回/前回	H30迄		H31以降		最終の事業計画概要	対応方針(案)			
								当初	今回			当初	今回	年	事業費			年	事業費	
③	道路建設課	交付金	道路改築事業	古江丸市尾線(島原～丸市尾工区)	佐伯市清江大字島原浦～丸市尾浦	大幅な計画変更	H27	H36	-	2,940	1.18	0.1	0.1	4年	224	8%	9年	2,716	L=1,580m (バイパス) W=5.5(7.0～9.25)m トンネル 2基	継続
④	砂防課	交付金	通常砂防事業	一尺屋川	大分市大字一尺屋	再評価後5年	S61	H20	H30	4,500	1.00	2.6	2.6	33年	3,538	79%	6年	962	砂防堰堤工 4基 遊歩保安工 1,930m 橋梁工 5橋	継続
⑤	都市・まちづくり推進課	交付金	都市計画道路事業	富士原通南立石線(南立石工区)	別府市南立石	再評価後5年	H6	H20	H29	10,520	1.11	1.1	0.8	25年	10,635	91%	2年	1,025	L=1,300m (バイパス) W=13.0(25.0)m 橋梁 1橋	継続
⑥	都市・まちづくり推進課	交付金	都市計画道路事業	祇園洲柳原線(南工区・本丁工区)外1線	臼杵市大字臼杵	再評価後5年	H11	H29	H33	6,000	1.00	1.0	0.9	20年	5,750	96%	3年	250	祇園洲柳原線 L=576m, W=6.0(18.0)m 臼杵駅前未広線 L=265m, W=6.0(17.0)m	継続

【再評価】農林水産部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	再評価基準	採択年度	完成年度		増減率 今回/前回	B/C 今回/前回	H30迄		H31以降		最終の事業計画概要	対応方針(案)			
								当初	今回			当初	今回	年	事業費			年	事業費	
⑦	農村基盤整備課	交付金	基幹農道整備事業	大副3期地区	宇布市院内町御舎～大副	再評価後5年	H16	H30	H36	1,200	1.00	1.0	1.0	15年	382	32%	6年	818	L=1,280m W=5.5(7.0)m 橋梁 1橋	継続

【事後評価】土木建築部

(単位：百万円)

番号	事業課名	事業区分	事業名	路線・河川・港・地区名等	場所	採択年度	完成年度		完了後経過年	評価年度		事業費(百万円)		最終の事業計画概要	対応方針(案)
							当初	最終		当初	最終	当初	最終		
⑧	道路建設課	交付金	道路改築事業	国道387号(町田バイパス)	玖珠郡九重町大字引治～町田	H16	H23	H25	5年	-	-	3,200	4,016	L=3,300m (バイパス) W=6.5(10.25)m トンネル 2基、橋梁 1橋	評価の完了



第48回（平成30年度第3回）
大分県事業評価監視委員会 対象事業箇所図

福岡県

【再】大副3期地区
基幹農道整備事業

【再】富士見通南立石線（南立石工区）
都市計画道路事業

【事後】国道387号（町田ハイパス）
道路改築事業

【再】一尺屋川
通常砂防事業

【再】祇園洲柳原線（南工区・本丁工区）外1線
都市計画道路事業

【事前】井崎川
広域河川改修事業

【事前】久留須川（上流）
広域河川改修事業

【再】古江丸市尾線（葛原～丸市尾工区）
道路改築事業

- 事前評価
- 再評価
- 事後評価

熊本県

宮崎県

再評価書

様式2-1

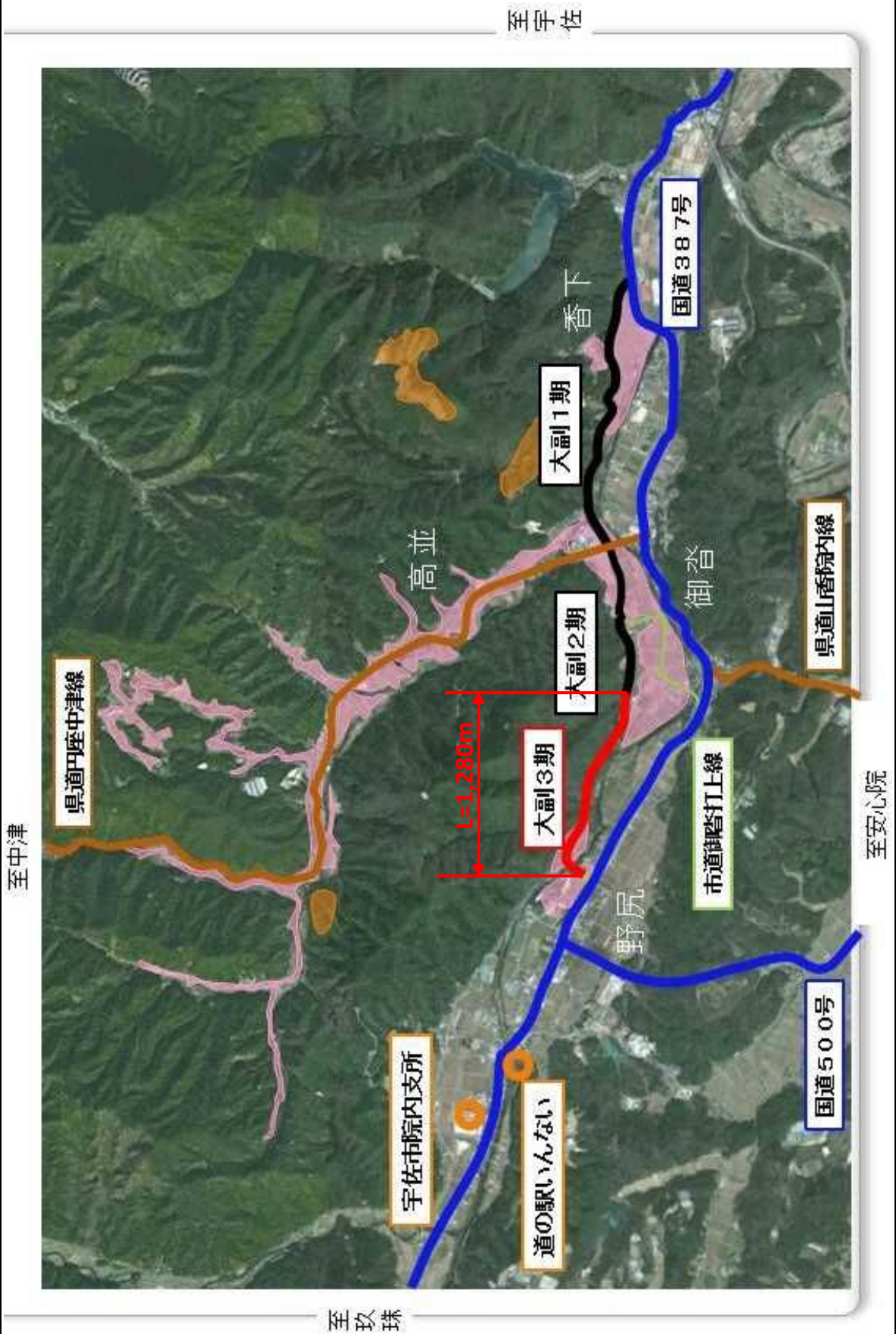
事業名・路線河川港地区名等		基幹農道整備事業 <small>オオソノエ3キ</small> ・大副3期地区						
所在地・工区名		宇佐市院内町御沓～大副						
事業の目的		農村地域の基幹となる農道を整備することにより、輸送距離・輸送時間の短縮や農業生産物の流通の合理化を図り、併せて地域の道路ネットワークが構築されることによる利便性向上など、農村環境の改善を図る。 (変更なし)						
再評価基準		再評価後5年未完成						
未着工・未完了の理由		・計画路線L=1.28kmの内、L=0.38kmについて、共有地が3筆存在し、用地関係者が多数(47名共有2筆、36名共有1筆。相続等により関係者366名[H25年度再評価時点])になることから用地取得に時間を要している。 (変更なし)						
事業採択年度		採択年度: H16			着工年度: H16			
事業実施予定期間		当初:H16～H21			変更:H16～H36			
事業の概要	計画概要	路線延長 L=1,280m、幅員 5.5(7.0)m、道路区分 第3種第4級、設計速度40km/h 主な工種:道路工 L=1,175m、橋梁 1橋(L=105m)						
			当初計画		前回再評価時点(H25)		今回再評価時点(H30)	
		計画期間	H16～H21		H16～H30		H16～H36	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		道路工	1,175m	762	1,175m	825	1,175m	825
		橋梁工	105m	267	105m	235	105m	235
		用地補償費	一式	48	一式	48	一式	48
		測量試験費外	一式	93	一式	92	一式	92
		計	1,280	1,170	1,280	1,200	1,280	1,200
		変更内容・理由		・計画路線内に共有地が存在し、用地買収手続きに不測の期間を要し、事業期間の延伸が生じた。				
事業費の推移	事業進捗の状況	・H30年までに道路工L=330.0mを実施。 ・H29年度末の事業進捗状況31%(事業費ベース)。						
		事業年度	年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要
		全体(当初)	1,170	単位:百万円				
		H24年度まで	371	371	道路工		31%	
		H25	0	371			31%	
		H26	5	376	用地測量	道路工	31%	
		H27	0	376			31%	地方自治法改正
		H28	0	376			31%	
		H29	0	376			31%	地縁団体設立
		H30	6	382	用地測量		32%	共有地名義変更
H31	150	532	用地買収	道路工	44%			
H32	150	682	道路工		57%			
H33以降残	518	1,200	道路工	橋梁工	100%			

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に農家戸数が減少する中、認定農業者数は大きく伸びている。宇佐市院内町の認定農業者数 H17 22者 → H30 44者 +22者 (+200.0%) ・今後は、輸送距離・輸送時間の短縮や、農業生産物の流通の合理化・大型農業機械の利用等により、更なる生産コストの低減・効率化が求められている。 			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・地元や市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。 ・共有地については、地元にて認可地縁団体を設立し、所有権移転登記に係る手続きを進めている。H29.11 御沓地区地縁団体設立、H30.6 所有権移転に係る公告完了 			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・受益地4集落(香下、御沓、野尻、高並)の生産物、生産資材の円滑な運搬を目的としており、農道整備以前は幅員3m程度の市道しかなく、離合箇所も少ないため、農業用資材の運搬等に時間を要していた。 ・今後も、継続可能な農業に資する生産コストの低減を図るため、農業生産基盤の整備が緊急の課題となっている。(変更なし) 			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・道路を整備することにより、輸送速度の向上及び大型農業機械の利用による、農作業効率の向上が図られる。また、全線が開通することにより通勤通学等の生活道路として活用可能となるだけでなく、災害時には国道387号線の迂回路として終点付近に存在する人家の孤立を防ぐ役割も期待でき農村環境の改善にも繋がる。(変更なし) 			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H25 再評価時	今回 再評価時
			1.0	1.0	1.0
	費用便益の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費の変動もないことから大幅な変更なし。 			
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法を始めとした関係法令及び土地改良事業計画設計基準・設計「農道」、道路構造令、道路橋示方書に準拠している。 ・路線計画にあたっては経済比較を行い、経済性と利便性を考慮しルート及び工法を決定している。(変更なし) 			
コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土について、現場内流用を行い残土の発生を極力抑える等、コスト縮減に努めている。(変更なし) 				
環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した掘削土を埋め戻しや盛土に流用し、地区内で完結させることにより環境に配慮している。 ・工事実施においては、低騒音、低排出ガス型の建設機械を使用し、生活環境に配慮している。(変更なし) 				
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良法に基づき地元から申請された事業であり、地元の同意を得ている。 ・宇佐市耕地課内に市担当者が設置されており、市の事業推進体制が整備されている。(変更なし) 			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・大分県農林水産業振興計画、大分県農業農村整備長期計画との整合が図られている。 ・宇佐市総合計画との整合が図られている。 ・土地改良法に基づく事業である。 			
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業計画設計基準・設計「農道」、道路構造令、道路橋示方書に基づき設計を行い、技術的な特殊性は特にない。(変更なし) 			
対応方針	対応方針案	<ul style="list-style-type: none"> ・「継続」 			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・工期延長の原因であった共有地の用地買収が可能となると見込まれること、及び集落の生産の効率化や利便性の向上へ寄与することから継続としたい。 			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 基幹農道整備事業 大副3期地区					
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考	
投資期間 H3~H76 (期間の内訳) 事業期間 H3~H36 維持管理期間 H37~H76	道路建設費	2車線	2,370,149	(用補・測試含む)	
	維持管理費		1,584,423	建設した農道の維持費	
	資産価額		-1,552,049	評価時点における施設の残存価値	
		合計		2,402,523	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考	
測定期間 H12~H76 (期間の内訳) 事業完了まで H12~H36 事業完了後 H37~H76	走行経費節減効果		3,740,560	営農に係る搬出経費の縮減便益	
	一般交通節減効果		1,722,920	一般車両における経費の縮減便益	
	維持管理費節減効果		-4,760	草刈り等による維持管理費	
	合計			5,458,720	割引前の総便益
総費用額(C)	2,505,838	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計			
総便益額(B)	2,538,239	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計			
費用便益比(B/C)	$2,538,239 \div 2,505,838 = 1.01 \approx 1.0$				
(その他の整備効果)					
<ul style="list-style-type: none"> ・国道387号線における円滑な通行の確保 ・災害時の迂回路として活用 ・緊急車両の通行路として利用 ・宇佐市農業・農村振興計画に位置付けられた宇佐ブランド認証品を中心とした6次製品の店舗展開と販路拡大に寄与 					

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

部内再評価チェックリスト(農道事業)

地区名(大副3期)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況(前回評価からの変化点及び現状)			
事業の必要性	必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主なる理由	■	■	宇佐地域の流通体系を整備し、流通の効率化を図る。(変更なし)			
		緊急を要する現状の課題	路線状況	■	■	地区内道路網で国道387号線に接続(変更なし)			
		関係事業との進捗調整等	道路幾何構造	■	■	道路幅員3.0m(変更なし)			
		整備効果	事業実施により得られる効果	■	■	大型機械の搬入は困難であり、生産コストが割高となっている。(変更なし)			
		事業手法・工法の妥当性	コスト削減	費用対効果分析(B/C)等	農産物の輸送形態	■	■	軽トラックによる輸送であり、生産コストが割高となっている。(変更なし)	
				関係法令・技術基準等との適合	代替路の有無	■	■	災害時等に国道387号が寸断された場合に、代替路がなく地域が孤立する。(変更なし)	
				複数案の検討	関連事業との進捗等への影響	□	□	(該当なし)	
				地域材、建設副産物の有効利用	輸送コストの削減	■	■	生産拠点からの輸送距離が短縮し、輸送コストの削減となる。(変更なし)	
				自然環境への配慮	事業実施による生産性の効率化	■	■	大型機械の搬入が可能となり、生産性が向上する。(変更なし)	
				周辺環境への配慮	代替路としての位置づけ	■	■	国道387号が寸断された場合に、代替路としての機能を果たす。(変更なし)	
事業の実効性	事業の実効性	法令等に基づく調整事項	費用便益分析(B/C)1以上、もしくは貨幣化が困難な効果を考慮した場合に費用を超えた効果が見込まれる	■	■	B/C= (前回)1.0、(今回)1.0			
		上位計画等との関連	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	土地改良設計基準に基づき、適合した工法を採用している。(変更なし)			
		事業の根拠法令・採択要件	事業の実効性	効果と経済性における複数案の検討	■	■	地元要望を踏まえ、地域の条件に合わせた工法等を検討し、経済的な工法としている。(変更なし)		
			事業の成立性	コスト削減に向けた具体的施策	■	■	工法の比較検討を行い、経済的な工法を採用している。(変更なし)		
			事業の持続性	地域材、建設副産物の有効利用	■	■	発生土は地区内で有効活用する計画である。(変更なし)		
			事業の持続性	自然環境への配慮	■	■	低排出ガス型の建設機械を使用する。(変更なし)		
		事業実施環境	事業の実効性	法令等に基づく調整事項	周辺環境への配慮	■	■	低騒音型の建設機械を使用する。(変更なし)	
				上位計画等との関連	景観への配慮	■	■	盛土部は基工を行い、切土部の法面保護工は植生を行うなど配慮している。(変更なし)	
				事業の成立性	事業の実効性	周辺環境への配慮	■	■	切盛のランスを考慮し路線を計画している。(変更なし)
					事業の成立性	景観への配慮	■	■	実施に先立ち、県の文化課へ計画を報告している。(変更なし)
事業の持続性	残土処理の状況				■	■	土地改良法に基づき、地元より申請された事業であり、基幹農道大副地区推進協議会が結成されている。(変更なし)		
事業の持続性	文化財の保護				■	■	地元説明や用地取得に関しては、市も一体となって説明・交渉等を行っている。(変更なし)		
事業実施環境	事業の実効性	法令等に基づく調整事項	文化財の保護対策をおこなっている	■	■	土地改良法手続きにより、受益者の同意を得ている。(変更なし)			
		上位計画等との関連	地元要望(要望書等)、地元の協力体制(期成会等)がある	■	■	道路協議が必要であるが、事前協議済みである。(変更なし)			
		事業の成立性	事業の実効性	市町村の協力体制	■	■	宇佐市総合計画に位置づけられている。		
			事業の成立性	用地取得の難易度	■	■	土地改良法第2項のIIに基づき事業を実施。(変更なし)		
			事業の持続性	法令等に基づく調整事項	■	■	受益面積 321.4ha > 50.0ha(変更なし)		
			事業の持続性	上位計画等との関連	■	■	総事業費 12.0億円 > 1億円以上(変更なし)		
事業実施環境	事業の実効性	法令等に基づく調整事項	事業の採択要件を満たしている	■	■	車道幅員 5.5m > 4.0m(変更なし)			
		上位計画等との関連	他事業の実効状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	(該当なし)			
		事業の成立性	事業の実効性	事業の実効状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	(該当なし)		
			事業の成立性	工事の実施時期・期間への制限	□	□	(該当なし)		
			事業の持続性	技術面からの事業の実現性	□	□	(該当なし)		
			事業の持続性	技術面からの事業の実現性	□	□	(該当なし)		

* 「小項目の細別」は、対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
 * 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

事業名・路線河川港地区名等		事業名： 通常砂防事業		一尺屋川						
所在地・工区名		大分市大字一尺屋		一尺屋川						
事業の目的		本事業は、土石流危険渓流を含む一連の地区において、砂防事業を一体的に実施するとともに工事で発生する残土を利用して安全な移転地等を造成し、地域づくりに寄与することを目的とする。								
再評価基準		再評価後5年未完成								
未着工・未完了の理由		一尺屋川については、平成21年度までに渓流保全工を含め概ね概成し、一尺屋川支川の瓦崎川についても、砂防ダム(主堤)は平成24年度に完成した。 残りの瓦崎川下流の渓流保全工については、平成30年度に完了予定であったが、一部用地の境界が確定できず期間を要していたものが、今年度地籍調査が実施され、解決見込みとなり事業再開への目処が立ったことから平成36年度完成予定である。								
事業採択年度		採択年度： 昭和61年度		着工年度： 昭和61年度						
事業実施予定期間		当初： S61 ~ H20 変更： S61 ~ H36								
事業の概要	全体事業概要	計画概要				砂防堰堤 4基、渓流保全工 1,930m、橋梁工 5基				
			当初計画		第2回変更(H20年)		第3回変更(H25年)		第4回変更(H30年)	
		計画期間	S61~H20		S61~H27		S61~H30		S61~H36	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		堰堤工	4基	1,883	4基	1,883	4基	1,883	4基	1,883
		渓流保全工	1,930m	1,117	1,930m	1,117	1,930m	1,117	1,930m	1,117
		用地補償	47,740m ²	950	47,740m ²	950	48,630m ²	1,250	48,630m ²	1,250
		測量試験費	1式	250	1式	250	1式	250	1式	250
		計		4,200		4,200		4,500		4,500
変更内容・理由		計画期間の変更：地元調整、用地買収、家屋移転に期間を要することから事業期間を延伸したい。								
事業進捗の状況		整備済み箇所については、事業開始当時は、事業で必要になる用地に存在する家屋の移転補償に伴う移転先確保が困難な状態であったが、平成10年の災害を契機にそれ以降は地域間での移転先の確保が協力的となり順調に進捗している。 平成32年度以降は、瓦崎川の渓流保全工を残すのみで、家屋移転後に下流側から整備予定である。								
事業費の推移	事業年度		年度事業費	累計事業費	工種	進捗率%	摘要			
	全体(当初)	4,500	単位:百万円							
	H21年度まで	143	3,259	砂防堰堤3基、渓流保全工、用地補償	72%					
	H22	110	3,369	用地補償	75%					
	H23	67	3,436	砂防堰堤工(主堤)	76%					
	H24	43	3,479	砂防堰堤工(主堤)	77%					
	H25	40	3,519	砂防堰堤工(取り合せ護岸工)	78%					
	H26	19	3,538	用地測量、建物調査	79%					
	H27-31	0	3,538	(地元調整)	79%					
	H32	150	3,688	用地補償	82%					
H33	250	3,938	用地補償	88%						
H34以降残	562	4,500	渓流保全工、橋梁工	100%						

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	前回評価時(保全対象:一尺屋診療所【災害時要援護者関連施設】、一尺屋小学校【避難所】、人家234戸、国道217号 500m) 今回評価時(保全対象:せきの郷【災害時要援護者関連施設】、(旧)一尺屋小学校【避難所】、人家213戸)			
	地元情勢の変化	瓦崎川溪流保全工について、一部用地で境界が未確定であったが、今年度地籍調査が実施され、解決の目処が立ち、地元住民の大半は事業実施に対して要望が強く、協力的である。			
事業の必要性	必要性・緊急性	一尺屋川支川の瓦崎川の現況流路は、地区内を蛇行しており、断面も不足しているため、出水時には浸水被害等を被っている。 このため、一尺屋川と同様に溪流保全工の線形をバイパス状に配置し、併せて流路断面を確保することにより、浸水被害等から地域を保全する必要がある。 [前回より変更なし]			
	整備効果	瓦崎川の溪流保全工が整備されれば、流路断面が確保され、土石流被害や浸水被害から地域が保全され、本事業が概成となる。 [前回より変更なし]			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	H25 再評価時	今回 再評価時
			—	2.6	2.6
	費用便益の分析	前回:総費用C=42.65億円、B=110.54億円 ⇒ B/C=2.6 今回:総費用C=42.14億円、B=110.38億円 ⇒ B/C=2.6 平成25年度評価時に対して人家戸数の減、事業期間の延伸はあるが過年度実施の工事による便益が大きいため費用便益比に大きな変動はない。			
	工法の妥当性	砂防法、河川砂防技術基準、道路橋示方書等に適合した工法を採用。 地形、溪流保全工の線形、移転対象となる人家戸数等を勘案し、比較検討を行い、経済的な工法を選定した。 [前回より変更なし]			
	コスト縮減	今まで実施した整備済み箇所については、砂防堰堤工事の残土処理を集団移転先の確保のため、造成に流用してコスト縮減を図った。 [前回より変更なし]			
環境等への配慮	極力三面張りを避けるとともに、溪流保全工において粗面タイプのブロック積を採用し、自然環境の保全に配慮している。 [前回より変更なし]				
事業実施環境	事業の実効性	瓦崎川溪流保全工部について、一部用地にて境界未確定であったが今年度地籍調査が実施され、解決の目処が立ち、地元住民の大半は事業実施に対して要望が強く、協力的である。			
	事業の成立性	・砂防法第5条により実施。 昭和45年に砂防指定地に指定済み。 ・安心・活力・発展プラン2015(治山・治水事業などの推進):大分県長期計画 ・おおいた土木未来プラン2015(土砂災害の防止):大分県土木建築部長期計画			
	事業の特殊性	溪流保全工は一般的な工法であり、特に技術的な問題はない。			
対応方針	対応方針案	継続			
	理由	当事業については、瓦崎川溪流保全工(L=500m)を残すのみであり、地区の同意もとれているところ。出水時における浸水被害等から地域を保全するため、事業を継続したい。			

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		通常砂防事業 一尺屋川		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 S61～H36 (期間の内訳) 事業期間 S61～H36	堰堤工	4基	2,043,000	(测试含む)
	溪流保全工	1,930m	1,207,000	
	用地補償	48,630m ² 、家屋移転	1,250,000	
		合計		4,500,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 S62～H86 (期間の内訳) 事業期間 S62～H36 事業完了後 H37～H86	人家の直接被害軽減効果(人的被害込)		19,706,845	
	道路の直接被害軽減効果		437,672	
	橋梁の直接被害軽減効果		133,005	
	公益施設の直接被害軽減効果(人的被害込)		2,507,087	
	合計		22,784,609	割引前の総便益
総費用額 (C)	4,214,286	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	11,038,026	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益比(B/C)	11,038,026 / 4,214,286 = 2.62 ≒ 2.6			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

砂防事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の必要性	〇必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主たる理由	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	想定される土石流災害に対して、一尺屋集落213戸の住民の生命・財産を守る（前回）234戸→（今回）213戸（変更なし）
			人的被害の状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	人的被害なし（変更なし）
			被災家屋の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	新たな実績なし（変更なし）
			重要な公共的施設の被害実績の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	新たな実績なし（変更なし）
			災害時要援護者関連施設の被害実績の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	新たな実績なし（変更なし）
			避難実績の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	新たな実績なし（変更なし）
			土砂流出・倒木被害の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	H24年7月の集中豪雨で住民4人が自主避難（変更なし）
			地形地質の状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	渓流内に不安定土砂が堆積（新たな実績なし）（変更なし）
			植生の状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	瓦崎川の既設護岸は中区内を軽行しており、断面も不足しており緑形変更及び護岸断面の確保が必要である。（変更なし）
			保全対象上流の平均渓床勾配	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	1.7（変更なし）
〇整備効果	関連事業との進捗調整等	砂防設備の整備状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	瓦崎川：砂防堰堤1基 整備済 その他 一尺屋川、中尾谷川、樋ノ口川 整備済（変更なし）	
		関連事業との進捗調整等への影響	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	なし（変更なし）	
		保全人家戸数	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	人家234戸 → 213戸（変更なし）	
		重要な公共的施設の有無と施設名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国道217号（500m）（変更なし）	
		災害時要援護者関連施設の有無と施設名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	一尺屋診療所【災害時要援護者関連施設】 → せぎの郷（老人ホーム）【災害時要援護者関連施設】（変更なし）	
		地域防災拠点・避難場所・避難経路の有無と施設名	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	（旧）一尺屋小学校【避難所】（変更なし）	
		費用便益分析(B/C)等	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	（当初）2.6 →（変更）2.6	
		関係法令や技術基準等への適合状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適用法令は砂防法、技術基準は県砂防技術基準（案）であり、適合した工法を採用している。（変更なし）	
		種別等の検討	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	施設設置位置及び対策工の比較検討済み。より効果的・経済的な計画を採用。（変更なし）	
		コスト削減に向けた具体的施策	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	砂防堰堤工事における残土を集団移転先の確保に流用し、残土処理経費の削減を図った。（変更なし）	
事業手法・工法の妥当性	〇コスト削減	地蔵材、建設副産物の有効利用	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	砂防堰堤工事における残土を集団移転先の確保に流用し、発生土の有効利用を図った。（変更なし）	
		自然環境への配慮	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	渓流保全工については、極力2面張りとしている。（変更なし）	
		周辺の住環境への配慮	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	国道の橋梁施工時は、迂回路を設置する。（変更なし）	
		景観への配慮	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	護岸工については、粗面ブロックを使用している。（変更なし）	
		残土処理の状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	砂防堰堤工事における残土を集団移転先の確保に流用し、残土処理経費の削減を図った。（変更なし）	
		文化財等の保護	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	なし（変更なし）	
		地元要望、協力体制	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	瓦崎川の渓流保全工を残すのみであり、地元は事業実施を強く要望している。（変更なし）	
		市町村の協力体制	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	大分市役所は地元調整や用地交渉に対して協力的。（変更なし）	
		用地取得の難易度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	地元も含意形成は進んでいる。（変更なし）	
		法令等に基づく調整事項	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	特になし。（変更なし）	
事業の実効性	〇事業の成立性	地域防災計画への記載	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	危険箇所 一尺屋川、上浦川（瓦崎川）、避難地 旧一尺屋小学校（変更なし）	
		土砂災害防止法に基づく区域指定	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	土砂法 基礎調査を準備中、今後指定予定。（変更なし）	
		土砂災害ハザードマップ、危険箇所マップの公表	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	危険箇所マップ公表済（変更なし）	
		防災バトロール実施状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	毎年防災バトロール実施（変更なし）	
		防災訓練等の活動状況	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	自治会にて定期的に防災訓練を実施（毎年3月実施）（変更なし）	
		事業実施に係る根拠法令（条項）	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	砂防法第5条に基づき事業を実施（変更なし）	
		事業の採択要件を満たす	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	公共施設（道路、橋梁）、避難所及び集落（変更なし）	
		他事業との連携	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	なし（変更なし）	
		施工時期・期間の制限	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	非出水期施工（変更なし）	
		技術的難易度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	特になし。（変更なし）	

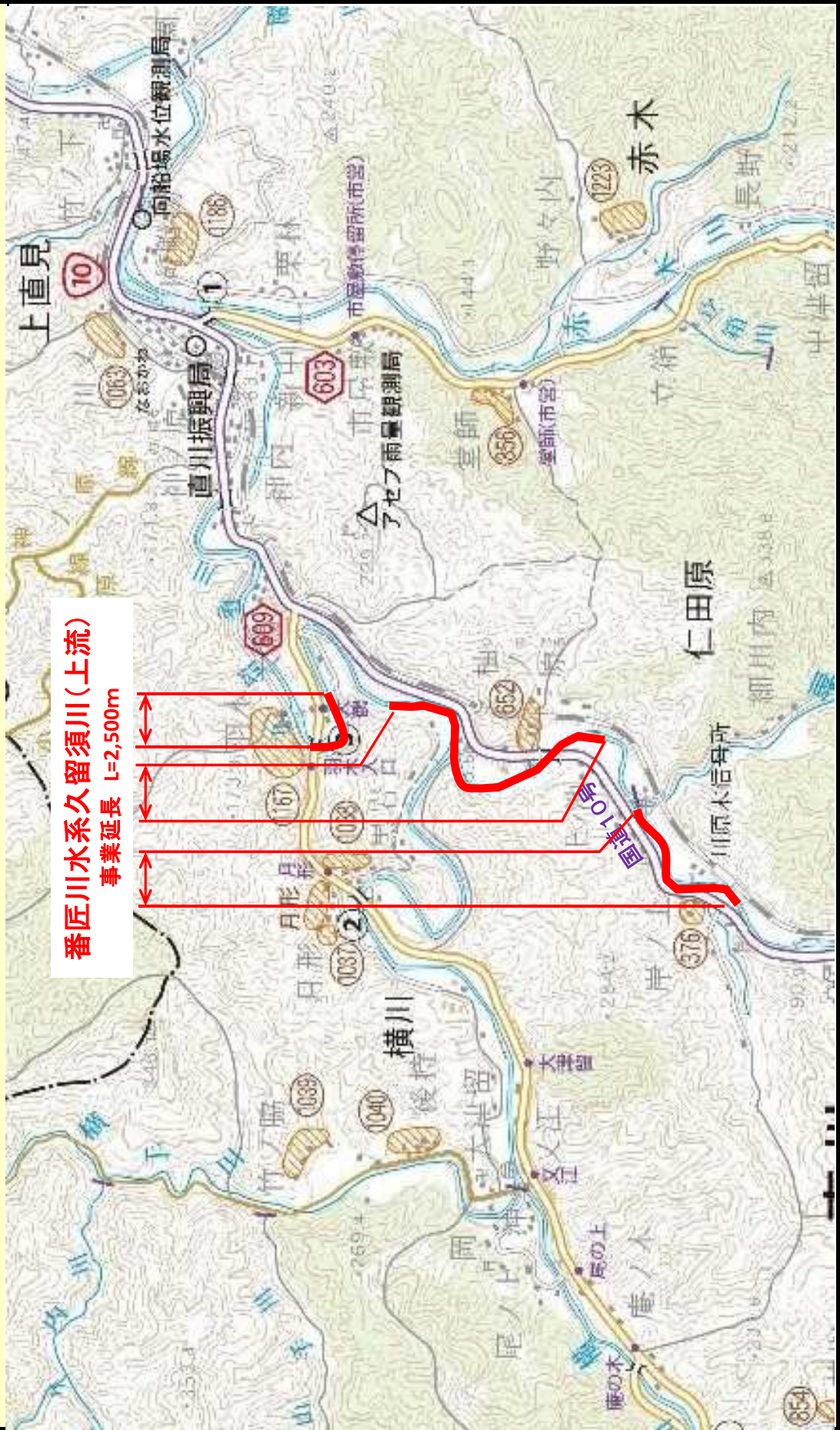
* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合があります。
 * 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

事前評価書

年度	30
整理番号	

事業名・路線名等		広域河川改修事業 一級河川 <small>バンジョウ</small> 番匠川水系 <small>クルス</small> 久留須川(上流)	事業主体	大分県
所在地		佐伯市直川大字上直見～仁田原		
事業概要	事業の目的	久留須川圏域においては、近年では平成16年10月(台風第23号)、平成29年9月(台風第18号)の出水により家屋及び田畑の浸水被害が発生した。このため、特に甚大な被害が発生した平成16年10月洪水と同規模の洪水に対して家屋浸水被害の軽減を図る。		
	事業内容	事業延長 L=2,500m 築堤工V=9,000m ³ 、掘削工V=141,000m ³ 、護岸工A=15,000m ² 構造物工(橋梁 4基、堰 3基等) 測量及び試験費、用地補償 1式		
	事業費	C=3,000百万円		
事業の実施計画	完成予定年	着手から13年間(平成43年度)		
	事業段階毎の実施計画	1年目 測量及び調査 2年目 河道設計、構造物設計 3年目 用地測量及び用地補償 4年目～13年目 築堤工・掘削工・護岸工、構造物工、用地補償		
事業の必要性	必要性・緊急性	久留須川は平成16年10月の出水では浸水家屋9戸(要配慮者利用施設:特別養護老人ホーム直川苑を含む)の甚大な被害が発生している。また、平成29年9月の出水においても再度家屋の浸水被害が発生した。本事業区間の下流の河川改修が完了の見込みであり、引き続き本事業区間の改修に着手し、再度災害防止のため早期に治水能力の向上が必要である。		
	整備効果	平成16年10月と同等の洪水などに対して、家屋、道路、田畑などの浸水被害の軽減が図られるとともに、久留須川沿川住民の生活基盤の安定に寄与することができる。		
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・総費用C=27.57億円、総便益B=90.72億円 ⇒ B/C=3.3		
	工法の妥当性	・現況の河川法線に沿った河川改修計画としている ・橋梁などの治水上のネック構造物の改築		
	コスト縮減	・既設河岸を有効利用し、片岸拡幅を採用しコスト縮減を図る。		
	環境等への配慮	・多自然川づくり基本指針(H18.10)に基づき主に下記の項目を踏まえ整備を行う。 現況のみお筋や瀬・淵については極力保全する。 水際部など、水辺環境の多様性に配慮した整備を行う。 希少種等の生物に配慮して実施する。		
事業実施環境	事業の実効性	・平成16年10月、平成29年9月出水において家屋等の浸水被害を受けており、地元から早急な浸水対策が求められている。 ・地元から要望書が提出されており、地域から河川改修を強く望まれている。		
	事業の成立性	・番匠川水系河川整備基本方針(平成16年策定済み) ・番匠川水系河川整備計画【提内川圏域・久留須川圏域】(大分県管理区間)(平成30年策定済み)		
	事業の特殊性	・当該事業は、通常行われている事業と変わりなく、技術的な問題はない。		
対応方針		・以上のとおり沿川地域の治水上の安全確保の上で必要性・緊急性が認められることから、本事業を実施したい。		

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		広域河川改修事業 一級河川番匠川水系久留須川(上流)		
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H31~H93 (期間の内訳) 事業期間 H31~H43 維持管理期間 H44~H93	河川改修費	1/10	3,000,000	(用補・テスト含む)
	維持管理費		865,000	
		合計	3,865,000	割引前の総費用
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H32~H93 (期間の内訳) 事業完了まで H32~H43 事業完了後 H44~H93	家屋被害額		932,000	
	家庭用品被害額		279,000	
	事業所償却被害額		6,169,000	
	事業所在庫被害額		2,042,000	
	農漁家償却被害額		18,000	
	農漁家在庫被害額		7,000	
	公共土木施設等被害額		15,886,000	
	農作物被害額		74,000	
	間接被害額(営業停止、家庭事務所応急対策)		2,691,000	
	残存価値		117,000	
		合計	28,215,000	割引前の総便益
総費用額(C)	2,757,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額(B)	9,072,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率(B/C)	9,072,000	/	2,757,000	= 3.29 ≒ 3.3
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・水害が減少することによる土地の生産性向上に伴う便益 ・治水安全度の向上に伴う精神的な安心感				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

河川改修事業 事前評価子チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須	優先	小項目の具体的な内容（記載例）	
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	○		平成16年10月出水と同規模降雨に対して、流域住民の生命・財産を守る	
		緊急を要する現状の課題	災害発生時の影響	重要な公共的施設 災害時要援護者関連施設 地域防災拠点・避難場所・避難経路等	○		特になし 特別養護老人ホーム直川苑 国道10号
			観光・地域振興 NPO、学校等	まちづくり、地域づくり等	○		特になし
			過去の災害履歴	浸水頻度 人家等浸水実績 浸水面積実績	○		近年では、平成16、29年と相次いで大規模な浸水被害が発生 9戸（床下3戸、床下6戸） 23.5ha（宅地1.6ha、田畑21.9ha） 特別養護老人ホーム直川苑、国道10号
			関連事業との進捗調整等	関連事業の進捗等への影響	○		下流の広域河川改修事業一級河川番匠川水系久留須川が完了の見込み
			○整備効果	浸水被害軽減戸数 浸水被害軽減面積 災害時要援護者関連施設 地域防災拠点・避難場所・避難経路等	○		6戸（床下2戸、床下4戸）の浸水被害を軽減 22.0ha（宅地1.2ha、田畑20.8ha） 特別養護老人ホーム直川苑 国道10号等
			事業実施により得られる効果	費用便益分析（B/C等） 関係法令・技術基準等との適合	○		3.3 適用法令は河川法、技術基準は中小河川に関する河道計画の技術基準であり、適合した工法を採用している
			コスト削減	複数案の検討			河川環境等に配慮して片岸幅幅を基本としている。
			○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策 地域材、建設副産物の有効利用	○		家屋移転を可能な限り避け、片岸幅幅により断面確保を行う。
			○環境等への配慮	環境調査等 多自然川づくりとして現況河川との関係等	○		特になし 学識経験者の意見を聞きながら希少種等に配慮して施工を行う。 河畔林、滞防、淵の保全、河川水面の連続性の確保を行う。
事業実施 環境	○事業の実効性	周辺の住環境への配慮	事業区間の住環境の状況と対策等	○		事業区間は住宅地に隣接しているため、騒音・振動・地盤沈下等を極力発生させない工法検討を行う	
		景観への配慮	景勝地や観光資源との関係等	○		多自然川づくり基本指針（H18.10）に基づき、景観に配慮した工法検討を行う	
		残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮	○		掘削土の築堤への流用等、極力現場内流用に努めた上で、残土は他事業への流用先を検討している	
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護			特になし	
		地元要望、協力体制	地元の協力体制・要望	○		平成30年に要望書提出済み。	
		市町村の協力体制	市町村の協力体制・要望	○		佐伯市役所は地元調整や用地交渉に対して協力的。	
		用地取得の難易度	用地取得の難易度	○		地元同意は概ね取れている。	
		法令等に基づく調整事項	法令等に基づく関係機関協議等	○		土壌汚染対策法、建設リサイクル法	
		○事業の成立性	上位計画等との関連			○ 番匠川水系河川整備基本方針（平成16年策定） ○ 番匠川水系河川整備計画【堀内川圏域・久留須川圏域】（平成30年策定） ○ 本事業区間の一部は重要水防区域に指定 ○ 佐伯市防災マップ：平成19年公表	
		○事業の特殊性	事業の根拠法令・採択要件 他事業との関連 施工時期、期間の制限 技術的難易度	○		○ 河川法第十六条 第十六条第二項に基づき事業を実施予定 ○ 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、交付要件に適合している ○ 下流の広域河川改修事業一級河川番匠川水系久留須川と一体的に整備することで圏域の治水安全度の向上に寄与 ○ 原則、非出水期に限られる ○ 特になし	

* 評価項目（小項目の細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

* 「該当及び適否」の欄の「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とす。

事前評価書

年度	30
整理番号	

事業名・路線名等	広域河川改修事業 一級河川 ^{ハンジョウ} 番匠川水系 ^{イサキ} 井崎川	事業主体	大分県
所在地	佐伯市弥生大字大坂本～尺間		
事業概要	事業の目的	・井崎川圏域においては、平成29年9月の出水(台風第18号)により家屋及び田畑の浸水被害が発生した。このため、平成29年9月洪水と同規模の洪水に対して、家屋浸水被害の防止または軽減を図る。	
	事業内容	事業延長L=5,400m 築堤工V=11,000m ³ 、掘削工V=229,000m ³ 、護岸工A=47,000m ² 構造物工(橋梁7基 等) 測量及び試験費、用地補償 1式	
	事業費	C=5, 503百万円	
事業の実施計画	完成予定年	着手から24年(平成54年度)	
	事業段階毎の実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目 測量及び調査 ・2～3年目 河道設計、構造物設計、用地測量 ・3～4年目 暫定掘削、用地補償 ・5～6年目 暫定掘削、構造物改築、用地補償 ・7～24年目 河道拡幅・掘削、築堤、構造物改築 	
事業の必要性	必要性・緊急性	井崎川は、平成29年9月出水では、浸水家屋128戸の甚大な浸水被害が発生した。再度災害防止のため、早期に治水能力の向上が必要である。	
	整備効果	平成29年9月出水と同等の洪水に対し、家屋、国道10号、田畑などの浸水被害の防止または軽減が図られるとともに、井崎川沿川住民の生活基盤の安定に寄与することができる。	
事業手法・工法の妥当性	費用対効果分析	・総費用C=39.15億円、総便益B=54.14億円⇒B/C=1.3	
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・現況の河川法線に沿った河川改修計画としている ・河道拡幅に伴う橋梁等の必要最小限の構造物を改築する計画としている。 	
	コスト縮減	・片岸拡幅により、可能な限り家屋移転や用地買収を抑えた計画とし、全体事業費を縮減している	
	環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・多自然川づくり基本指針(H18.10)に基づき、主に下記の項目を踏まえ整備を行う。 現況の河床形態を維持し、みお筋や瀬・淵については極力保全する。 水際部など、水辺環境の多様性に配慮した整備を行う。 希少種等の生物に配慮して整備を行う。 	
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年9月出水で家屋、事業所等の浸水被害及び国道10号の冠水被害が発生しており、地元から早急な浸水対策を望まれている。 ・下流の河川管理者である国とは協議の上、今後の改修内容については、了承済みである。 ・地元から要望書が提出されており、協力的である。 	
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・番匠川水系河川整備基本方針(H16年策定済み) ・番匠川水系河川整備計画【井崎川圏域】(大分県管理区間)H31年策定予定 	
	事業の特殊性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、通常行われている事業と変わりなく、技術的な問題はない。 ・下流の直轄区間の蕨野地区においては堤防整備が完了していないことから、完了するまでの期間は下流の流下能力見合いの暫定掘削を行う予定である。 	
対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・以上のとおり、沿川地域の治水上の安全確保の上で必要性・緊急性が認められることから、本事業を実施したい。 		

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名		広域河川改修事業 一級河川番匠川水系井崎川		
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H31～H104 (期間の内訳) 事業期間 H31～H54 維持管理期間 H55～H104	河川改修費	1/30	5,503,800	(用補・測試含む)
	維持管理費		1,696,600	
			合 計	7,200,400
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H32～H104 (期間の内訳) 事業完了まで H32～H54 事業完了後 H55～H104	家屋被害額		4,914,700	
	家庭用品被害額		2,894,800	
	事業所償却被害額		303,800	
	事業所在庫被害額		87,800	
	農漁家償却被害額		0	
	農漁家在庫被害額		0	
	公共土木施設等被害額		13,892,900	
	農作物被害額		46,700	
	間接被害額(営業停止、家庭事務所応急対策)		522,100	
	残存価値		2,488,500	
		合 計	25,151,300	割引前の総便益
総費用額 (C)	3,915,500	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	5,414,100	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	5,414,100	/	3,915,500	= 1.38 ≒ 1.3
(その他の整備効果)・・・貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・水害が減少することによる土地の生産性向上に伴う便益 ・治水安全度の向上に伴う精神的な安心感				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

河川改修事業 事前評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	該当及び適否 必須 優先	小項目の具体的な内容 (記載例)		
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	○	平成29年9月出水と同規模降雨に対して、流域住民の生命・財産を守る		
		緊急を要する現状の課題	災害発生時の影響	重要な公共的施設 災害時要援護者関連施設 地域防災拠点・避難場所・避難経路等	○	下流に弥生振興局 特になし 指定緊急避難場所 (7箇所)	
			観光・地域振興	NPO、学校等	○	特になし	
			まちづくり、地域づくり等		○	特になし	
			過去の災害履歴	浸水頻度	○	近年では、平成28年、29年と相次いで家屋の浸水被害が発生 128戸 (床下86戸、床下42戸)	
			人家等浸水実績		○	27 4ha	
			浸水面積実績		○	公民館等の公共施設6戸	
			重要な公共施設・災害時要援護者の浸水実績		○	直下流の国の番匠川直轄河川改修事業	
			関連事業との進捗調整等	関連事業の進捗等への影響	○	129戸 (床上86戸、床下42戸)の浸水被害を軽減	
			事業実施により得られる効果	浸水被害軽減面積 災害時要援護者関連施設 地域防災拠点・避難場所・避難経路等	○	宅地18.6ha、田畑等8.85ha 特になし 国道10号、町道備後・尺間線	
事業手法 ・工法の 妥当性	○費用対効果分析 ○工法の妥当性	費用対効果分析 (B/C等)	費用便益分析 (B/C)	○	1.3		
		関係法令・技術基準等との適合	関係法令・技術基準等との適合	○	適用法令は河川法、技術基準は中小河川に関する河通計画の技術基準であり、適合した工法を採用している		
		積算案の検討	効果と経済性における積算案の検討	○	片岸拡幅により片側の河岸やみお防を保全し、護岸整備を最小限とすることにより環境へのダメージを低減させる		
		○コスト削減	コスト削減に向けた工種・工法 地域材、建設副産物の有効利用	○	家屋移転を可能な限り避け、片岸拡幅により断面確保を行う。 特になし		
		○環境等への配慮	環境調査等 多自然川づくりとして現況河川との関係等	○	H29年度環境調査実施済み、学識経験者の意見を聞きながら貴重種等に配慮して施工を行う。 河群林、湧筋、淵の保全、河川水面の連続性の確保を行う。		
		事業実施 環境	○事業の実効性	周辺の住環境への配慮	事業区間の住環境の状況と対策等	○	事業区間は住宅地に隣接しているため、騒音・振動・地盤沈下等を極力発生させない工法検討を行う
				景観への配慮	景勝地や観光資源との関係等	○	多自然川づくり基本指針 (H18.10) に基づき、景観に配慮した工法検討を行う
				残土処理の状況	残土処理量の低減対策と処理地での環境配慮	○	掘削土の築堤への流用等、極力現場内流用に努めた上で、残土は他事業への流用先を検討していく。
				文化財の保護	文化財等の調査及び保護	○	特になし
		事業の 成立性	○事業の成立性	地元の要望、協力体制	地元の協力体制・要望	○	平成30年に要望書提出済み。
市町村の協力体制	市町村の協力体制・要望			○	佐伯市役所は地元調整や用地交渉に対して協力的。		
用地取得の難易度	用地取得の難易度			○	地元同意は概ね取れている。		
法令等に基づく調整事項	法令等に基づく関係機関協議等			○	土壌汚染対策法、建設リサイクル法		
上位計画等との関連	河川整備計画等 水防計画 洪水ハザードマップ公表			○	・番匠川水系河川整備基本方針 (H16策定済) ・番匠川水系【井崎川圏域】河川整備計画 (H31申請予定) 本事業区間は一部水防区域に指定済 佐伯市防災マップ：H19年4月公表		
事業の根拠法令・採択要件	事業実施に係る根拠法令 (条項) 当該事業における採択要件			○	河川法第十六条、第十六条第二項に基づき事業を実施予定 社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、交付要件に適合している		
他事業との関連	他事業との連携と効果			○	番匠川直轄河川改修事業と一体的に整備することで圏域の治水安全度の向上に寄与		
施工時期、期間の制限	施工時期、期間の制限			○	・下流の直轄管理区間の築堤整備完了後の概ね6カ年後に抜本改修予定 ・原則、非出水期に限られる		
技術的難易度	技術面からの事業の実現性			○	特になし		

* 評価項目 (小項目の細別) は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 「該当及び適否」の欄で該当して適であれば「○」、該当するが不適であれば「×」、該当しなければ「-」を記入する。

* 「該当及び適否」の欄で「必須」の欄が「○」でなければ採択は不可とする。

再評価書

様式2-1

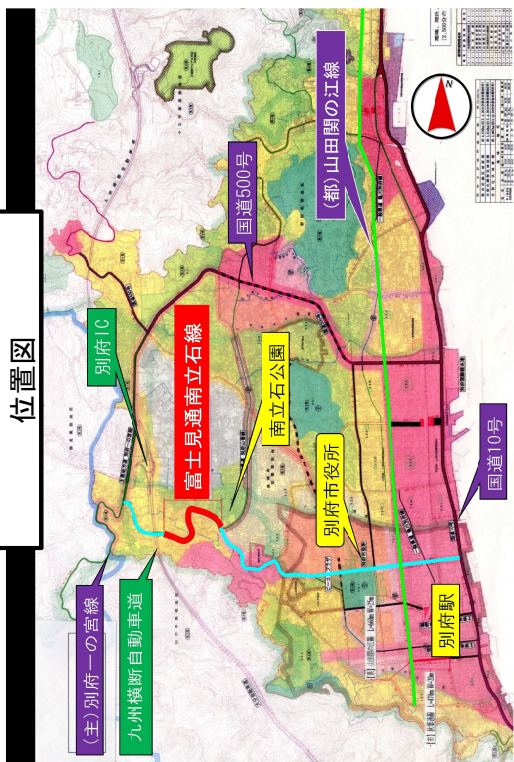
事業名・路線河川港地区名等		都市計画道路事業 富士見通南立石線 (南立石工区)						
所在地・工区名		別府市大字 南立石						
事業の目的		本工区のバイパス整備により、幅員狭小、線形不良箇所が解消され、別府市街地と別府ICとのアクセス改善および、交通安全性の向上を図る。2車線のバイパス整備により通行時間の短縮を図る。 (変更なし)						
再評価基準		再評価後5年経過						
未着工・未完了の理由		汚染土の処理に時間を要しており、現時点で未完成である。						
事業採択年度		採択年度： 平成6年度			着工年度： 平成6年度			
事業実施予定期間		当初： H6 ~ H20 変更： H6 ~ H32						
事業の概要	計画概要	【延長・幅員】 延長 L=1,300m、幅員 W=13.0(25.0)m						
		【構造規格】 第4種第1級、設計速度V=40km/h						
		【計画交通量】 16,500台/日(H42)						
		【重要構造物】 橋梁 1橋(L=150m)						
			当初計画		第2回変更(H25年)		第3回変更(H30年)	
		計画期間	H6~H20		H6~H29		H6~H32	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		道路工	1,300m	945	1,300m	2604	1,300m	3,678
		橋梁工	1橋	1,960	1橋	1,500	1橋	1,500
		用地補償費	1式	5,092	1式	5,555	1式	5,555
		測量試験費	1式	161	1式	520	1式	582
		事務費		342		341		345
計		8,500		10,520		11,660		
変更内容・理由		<p>・事業期間延伸の主な要因は、岩盤層確認のための追加調査や最終処分施設改修工事による受入制限・停止によるもの。</p> <p>・事業費の増の主な要因は、汚染土量・処理単価上昇によるもの。</p>						
事業進捗の状況		平成29年度末の進捗率は89.7%(事業費ベース)、用地取得率は100%(面積ベース)となっている。						
事業費の推移	事業年度		年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要
	全体(当初)		11,660	単位:百万円				
	H24年度まで		8,097	8,097	改良工・調査設計・用地買収		69.4%	
	H25		594	8,691	改良工・調査設計・補償		74.5%	
	H26		583	9,274	改良工・測量設計		79.5%	
	H27		526	9,799	改良工・測量設計		84.0%	
	H28		495	10,294	改良工		88.3%	
	H29		165	10,459	改良工		89.7%	
	H30		176	10,635	改良工		91.2%	
	H31		520	11,155	改良工		95.7%	
	H32		505	11,660	改良工 舗装工		100.0%	

再評価書

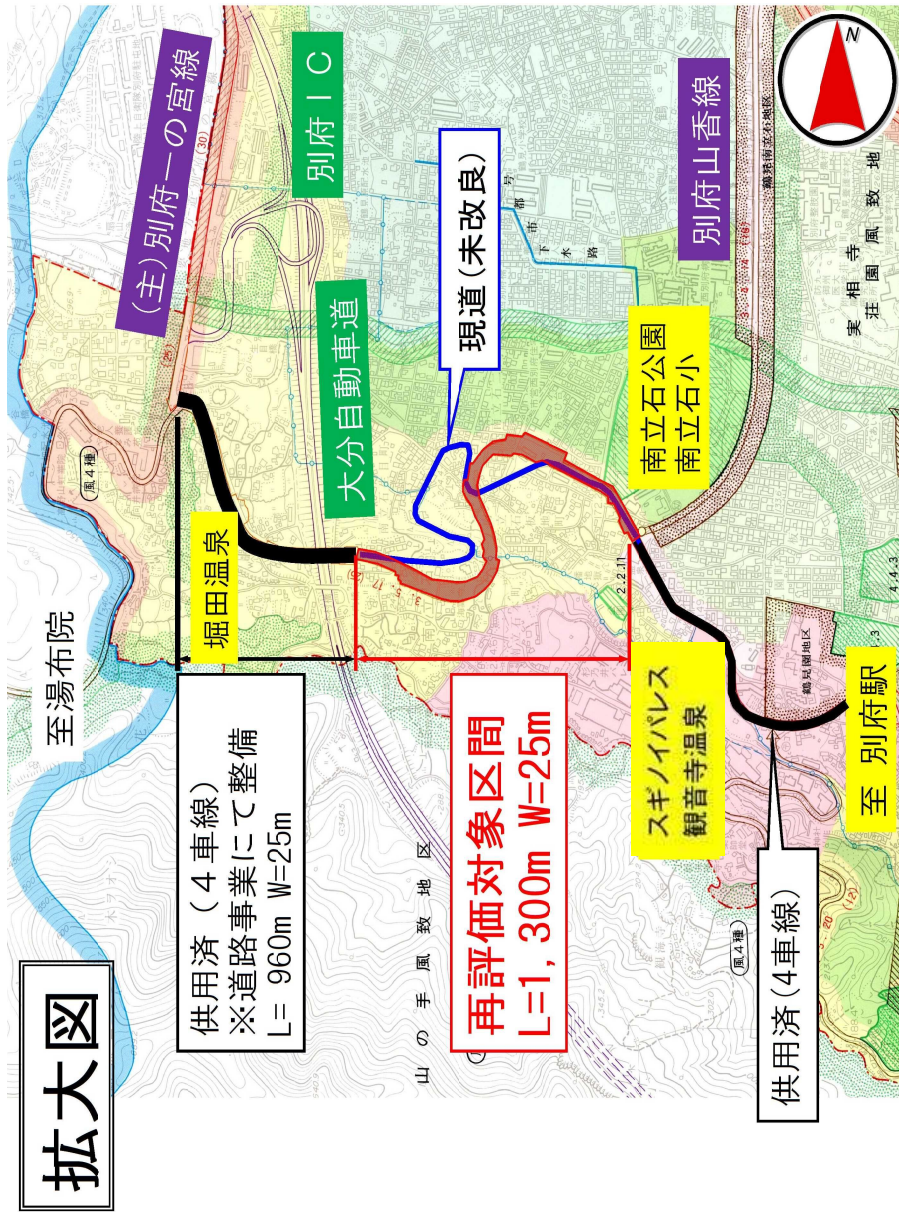
様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化	前回評価(H22センサス:交通量18,479台/日) →今回(H27センサス:交通量18,564台/日)		
	地元情勢の変化	・関係市や地元からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られており、前回評価時からの変化はない。 (変更なし)		
事業の必要性	必要性・緊急性	○現状の課題 ・幅員狭小(幅員W=6.5m) ・線形不良(曲線半径R=20m) ・交通事故が多い(42件/10年) ○整備の必要性 ・別府市街地と別府ICとのアクセス改善による観光等の支援 ・安全で快適な通行空間の確保 ・緊急輸送道路の機能強化 ・都市計画の方針として優先的に整備する路線に位置付け		
	整備効果	・別府ICと別府中心市街地とのアクセス改善により観光産業の発展、災害時緊急輸送道路の確保 ・安全で快適な通行空間の確保 ・安全・安心な歩行空間の確保(通学路の整備) (変更なし)		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	H20 再評価時	H25 再評価時	今回H30 再評価時
		1.3	1.1	0.8
	費用便益の分析	・前回H25再評価時から基準年の変更に伴い、社会的割引率の影響から過去に投資した費用の現在価値が増大したこと、また事業費が増大したため、費用便益比が低下している。		
	工法の妥当性	・都市の将来像を見据えた都市計画決定に基づきルート決定されている。 (変更なし)		
	コスト縮減	・各種構造物に対し工法検討を行い、最も低廉な工法を採用している。 ・再生材(砕石等)積極的に用い、コスト縮減並びに建設発生材のリサイクルに努めている。 (変更なし)		
環境等への配慮	・汚染土は、最終処分場へ適切に処分を行う。 ・低騒音、低振動の建設機械の使用や散水による粉塵対策を行い周辺環境への悪影響を抑えている。 ・発生土は、他事業にて有効利用している。 (変更なし)			
事業実施環境	事業の実効性	・関係市や地元からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られており、用地買収も完了している。 (変更なし)		
	事業の成立性	・安心・活力・発展プラン2015、おおいた土木未来プラン2015、おおいたの道構想21 ・別府都市計画区域マスタープラン、別府市総合計画、別府市都市計画マスタープランに含まれている。 ・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条に基づき指定された路線 ・都市計画決定 富士見通南立石線(富士見通鳥居線) (当初)S27.7.3 (最終)H23.9.13		
	事業の特殊性	・自然由来の汚染土が含まれている掘削範囲について、適合土との掘削による区分を考慮し施工を行う必要がある。汚染土については、最終処分場で適正に処理する必要がある。 (変更なし)		
対応方針	対応方針案	・継続 (変更なし)		
	理由	・アクセス強化による観光産業の発展や災害時の緊急輸送道路の確保とともに、通学生を含めた歩行者、自転車等の安全が確保される。 ・市や地元からの要望が強く、理解・協力は得られている。 以上のことから、事業継続としたい。		

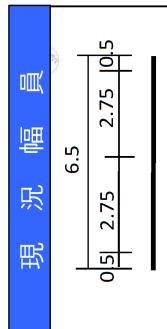
事業箇所位置図



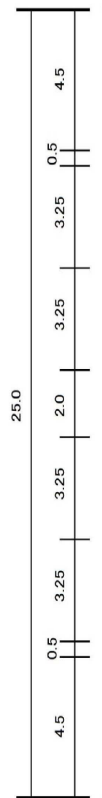
位置図



拡大図



計画幅員構成



構造規格：第4種第1級

設計速度：40km/h

計画交通量：16,500台/日

費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名	街路事業		富士見通南立石線 南立石工区	
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H6～H82 (期間の内訳) 事業期間 H6～H32 維持管理期間 H33～H82	道路建設費	4車線	10,744,000	(残事業 941,000)(用補・测试含む)
	維持管理費		281,000	(残事業 281,000)
				(残事業 1,220,000)
		合計		11,025,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H33～H82 (期間の内訳) 事業完了後 H33～H82	走行時間短縮便益		29,318,000	(残事業 29,318,000)
	走行費用短縮便益		960,000	(残事業 960,000)
	交通事故減少便益		1,069,000	(残事業 1,069,000)
				(残事業 31,347,000)
	合計		31,347,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	16,544,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計(残事業 1,002,000)		
総便益額 (B)	13,099,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計(残事業 13,099,000)		
費用便益 比率 (B/C)	$13,099,000 / 16,544,000 = 0.79 \approx 0.8$ $(残事業 13,099,000 / 1,020,000 = 13.07 \approx 13.1)$			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<p>本路線の整備により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者・自転車の安全な通行空間の確保 (南立石小学校の通学路の整備) ・第一次緊急輸送道路の確保 ・観海寺温泉等の観光地や別府市中心市街地を結び、観光産業の発展等を目指したICアクセス強化 (別府IC出入交通量 3,574,700台(H19) ⇒ 4,120,900台(H29)) (+546,200台(15.3%増)) 				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）
事業の 必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要となる理由	■	■	交通容量不足及び幅員狭小の解消等による走行環境の改善 (前回) 平日交通量18,479台/日 (H27センサス) (今回) 平日交通量18,564台/日 (H27センサス)
		路線現況	道路幅員6.5m、歩道未設置で路肩幅0.5mと狭小 由線半径20m (基準R>60m)	■	■	一次ネットワークの緊急輸送道路である。啓開ルート（ステップⅢ）である。 (変更なし)
		緊急を要する現状の課題	緊急輸送道路、啓開ルートの指定状況 集落の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況 交通事故発生状況	■	■	集落孤立の恐れはない。 迂回が必要な場合は、国道500号を通行する。 (前回) 交通事故が30件/5年発生 (今回) 交通事故が42件/10年発生 (変更なし)
		通学路の指定状況	通学路の指定状況	□	□	
		洗濯状況	洗濯状況	□	□	
		関連事業との進捗調整等	関連事業との進捗調整等への影響	□	□	
		○整備効果	防災・減災対策に係る効果	■	■	一次ネットワークの緊急輸送道路に位置づけられている。 (変更なし)
		交通安全対策に係る効果	交通安全対策に係る効果	■	■	事故危険箇所3箇所解消。 (変更なし)
		都市空間整備に係る効果	都市空間整備に係る効果	■	■	自歩空間の確保 (変更なし)
		ツーリズム支援に係る効果	ツーリズム支援に係る効果	■	■	別府10より別府市内の温泉施設等の観光地へのアクセス道路が改善 (変更なし)
○費用対効果分析	費用対効果分析 (B/C) 等	■	■	B/C (前回) 1.1 (今回) 0.8 事業工事期間延伸、費用増による (変更なし)		
事業手法 ・工法の 妥当性	○工法の妥当性	関係法令・技術基準等との適合	関係法令の理由と評価の考え方	■	■	道路法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用 (変更なし)
		複数案の検討	事業効果及び経済性における複数案の検討状況	■	■	都市の将来像を見据えた都市計画決定に基づきルート決定されている。 (変更なし)
		コスト削減に向けた具体的施策	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	各種構造物に対し工法検討を行い、最も低廉な工法を採用している。 (変更なし)
		地域材、建設副産物の有効利用	地域材の有効活用、地場内発生品の建設副産物の使用	■	■	アスファルトコンクリート・砕石は再生資材を利用 (変更なし)
		自然環境への配慮	周辺の自然環境への影響と負担軽減対策	■	■	地形改変による影響が小さい計画としている (変更なし)
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境への影響と負担軽減対策	■	■	低騒音・低振動型の建設機械を使用している。 (変更なし)
		景観への配慮	周辺の景観への配慮	■	■	宅地造成(3隣壁(補償分))は化粧型枠を採用し、植樹帯に植生を行い周辺景観との調和を図る (変更なし)
		残土処理の状況	残土処理の状況	■	■	発生土は現場内流用を行い建設発生土を抑制し、搬出土は工事間流用に努める。また、汚染土については、最終処分場にて処分する。 (変更なし)
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	□	□	
		事業の実効性	○事業の実効性	地元要望、協力体制	要望書の提出状況、期成会等の地元組織状況	■
市町村の協力体制	市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制			■	■	地権者全員の事業協力に対する同意書がある (変更なし)
用地取得の難易度	地権者の同意、事業への理解の状況			■	■	県環境配慮推進要綱に係る協議・手続きを県環境部局と調整 別府市景観計画に係る協議・手続きを別府市景観担当部局と調整 (変更なし)
法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項			■	■	都市計画決定（都市計画法第18条）富士見通南立石線（富士見通鳥居線）：H23.9.13（最新） 事業計画の変更（都市計画法第63条）：H29.3（最新） (変更なし)
○事業の成立性	上位計画等との関連			■	■	南立石本町地区から南立石小学校までの遊歩道に指定、地域強靱化計画・同アクションプランに位置付け あり (変更なし)
地域防災計画・地域強靱化計画	地域防災計画・地域強靱化計画			■	■	南立石小学校から南立石小学校までの遊歩道に指定、地域強靱化計画・同アクションプランに位置付け あり (変更なし)
その他（交安法指定道路、馬車命化計画など）	その他（交安法指定道路、馬車命化計画など）			■	■	南立石小学校から南立石小学校までの遊歩道に指定、地域強靱化計画・同アクションプランに位置付け あり (変更なし)
事業実施に係る根拠法令（案項）	事業実施に係る根拠法令（案項）			■	■	都市計画法第59条2項に基づき、県施行にて実施 (変更なし)
事業の根拠法令・採択要件	事業の採択基準、適合状況			■	■	補助事務提議に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 (変更なし)
地事業との関連	地事業の実地状況、連携による効果、進捗状況等			□	□	
○事業の特殊性	○事業の特殊性	施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	■	■	不適合土（汚染土）と適合土を区分けし道路土工掘削を行う必要があり通常の作業より工事期間を要する (変更なし)
		技術的難易度	技術面からの事業の実効性	□	□	

* 評価項目（小項目細別）は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。

* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

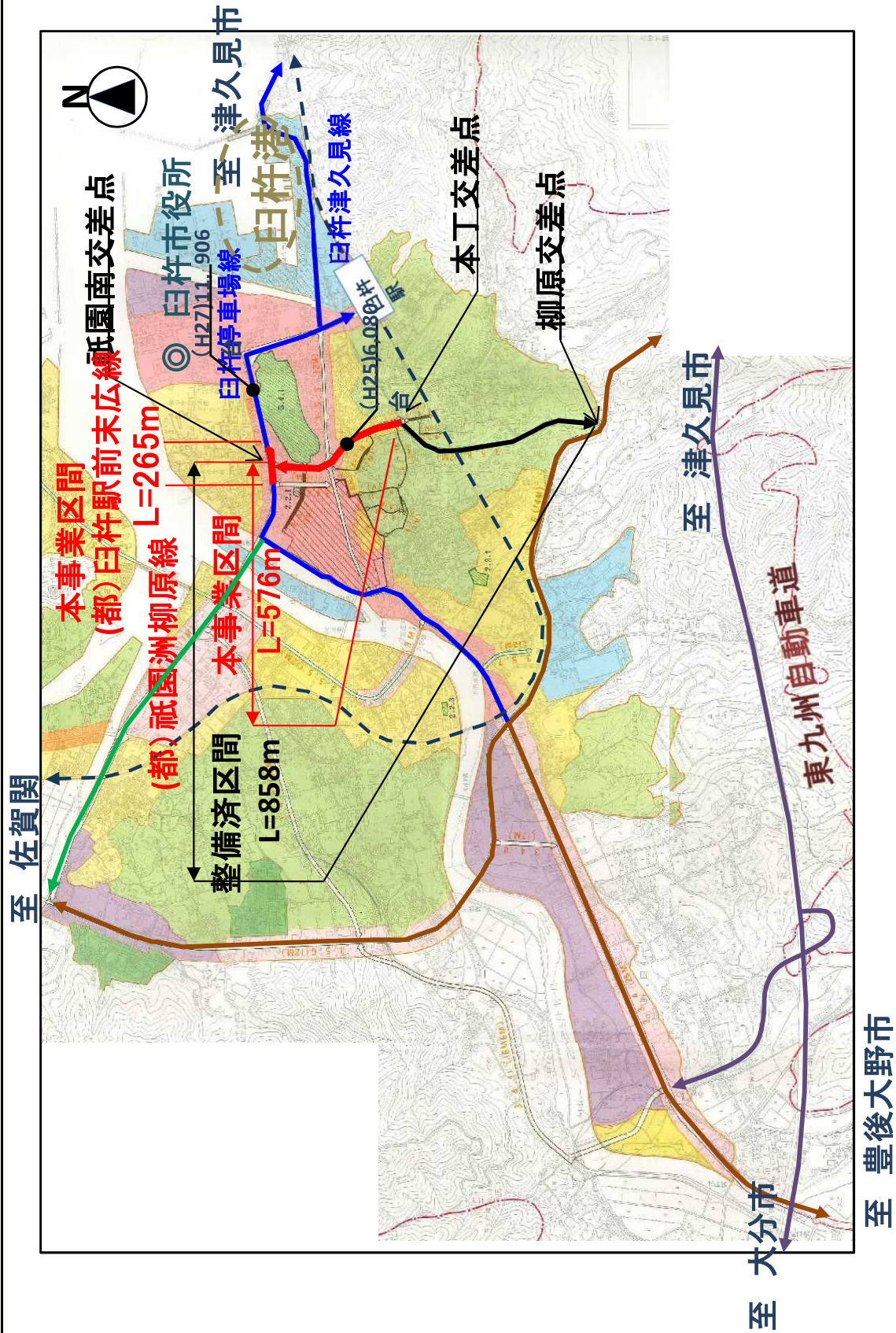
事業名・路線河川港地区名等		都市計画道路事業 ・ 祇園洲柳原線(南工区・本丁工区) 外1線							
所在地・工区名		臼杵市大字臼杵～臼杵市大字海添							
事業の目的		<p>本路線は、臼杵市中心部に位置し、国道217号と中心市街地を結ぶ、産業上重要な幹線道路であるが、当該区間は、幅員狭小により十分な歩道が整備されておらず、歩行者・自転車等が危険な状態にある。</p> <p>また、同区間の一部は、臼杵市歴史環境条例に規定する歴史環境保全地域内に位置し、周辺には臼杵公園(臼杵城址)や二王座地区があり、観光客の来訪も多い。</p> <p>よって、当該区間を拡幅整備することにより、市内の幹線ネットワーク強化や通学生、観光客を含めた歩行者等の安全確保を図るとともに、他事業(臼杵市)との連携で、中心市街地の活性化に貢献するものである。</p> <p>加えて、津波避難場所である臼杵公園への避難経路として、当該区間の整備は安全・安心な都市空間の形成へ寄与するものである。</p>							
再評価基準		再評価後5年経過							
未着工・未完了の理由		用地取得及び文化財本調査に時間を要しているため、現時点で未完成である。							
事業採択年度		採択年度： 平成11年度			着工年度： 平成12年度				
事業実施予定期間		当初：平成11年度～平成17年度 変更：平成11年度～平成33年度							
事業の概要	計画概要	<p>【延長・幅員】 (都)祇園洲柳原線 延長 L=576m 幅員 W=6.0(18.0)m (都)臼杵駅前末広線 延長 L=265m 幅員 W=6.0(17.0)m</p> <p>【構造規格】 第4種第2級、設計速度V=40km/h</p> <p>【計画交通量】 8,500台/日(H42)</p>							
		当初計画		第3回変更(H25年)		第4回変更(H30年)			
		計画期間		H11～H17		H11～H29		H11～H33	
		工種		数量 金額(百万円)		数量 金額(百万円)		数量 金額(百万円)	
		道路工		841m 240		841m 677		841m 677	
		用地補償費		1式 3,500		1式 4,887		1式 4,887	
		測量試験費		1式 80		1式 285		1式 285	
		事務費		1式 180		1式 151		1式 151	
		計		4,000		6,000		6,000	
		変更内容・理由		<p>・計画期間変更：用地取得に時間を要しているため。 ：文化財本調査に時間を要したため。</p>					
事業進捗の状況		<p>・南地区側から辻ロータリーまで部分供用済み。平成29年度末事業進捗率は94%、用地進捗率(用地補償費ベース)は約96%となっている。</p>							
事業費の推移	事業年度		年度事業費	累計事業費	工種		進捗率%	摘要	
	全体(当初)		6,000	単位：百万円					
	H24年度まで		4,124	4,124	測量設計、調査、用地補償、改良工		68.7%		
	H25		178	4,302	測量設計、用地補償		71.7%		
	H26		291	4,593	用地補償		76.6%		
	H27		798	5,391	測量、調査、用地補償		89.9%		
	H28		120	5,511	測量設計、電線共同溝工		91.9%		
	H29		149	5,660	測量設計、電線共同溝工		94.3%		
	H30		90	5,750	改良工		95.8%		
	H31		201	5,951	改良工、電線共同溝工、用地補償		99.2%		
	H32		10	5,961	改良工、電線共同溝工		99.4%		
	H33		39	6,000	改良工		100.0%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	社会状況の変化	【(都) 祇園洲柳原線】 ・6,080台/日(H25実測)		
	地元情勢の変化	・都市計画決定により住民に周知されており、臼杵市や地元からの要望もあり、事業実施への理解、協力は得られている。 [変更なし]		
事業の必要性	必要性・緊急性	・近隣に小学校、中学校、高校が存在し、通学路に指定されているが、歩道が十分に整備されていないため、歩行者、自転車等にとって危険な状態。 ・国道217号と市内中心部を結ぶ幹線道路であり、バス路線となっているが幅員狭小。 ・歴史的な街並みにそぐわない道路景観。 [変更なし]		
	整備効果	・歩行者の安全な通行空間の確保(通学路の整備) ・国道217号と臼杵市中心部を結ぶ、都市幹線道路のネットワーク強化 ・歴史的街並みとの調和と中心市街地の活性化に貢献 [変更なし]		
事業手法・工法の妥当性	費用便益比(B/C)	H11 当初採択時	H25 再評価時	今回H30 再評価時
		-	1.0	0.9
	費用便益の分析	・前回H25再評価時から基準年の変更に伴い、社会的割引率の影響から過去に投資した費用の現在価値が増大したため、費用便益比が低下している。		
	工法の妥当性	・都市の総合的な将来像を見据えた都市計画決定に基づきルートが決定されている。 [変更なし]		
	コスト縮減	・土砂は現場内流用を行い、建設発生土を抑制する。 ・再生砕石などのリサイクル材を積極的に利用している。 [変更なし]		
環境等への配慮	・発生土は現場内流用に努める。 ・低騒音、低振動の建設機械の使用。 ・地盤改良施工時の発塵抑制固化剤の使用や散水による粉塵対策。 ・景観に配慮した植樹、照明を設置し、無電柱化を行っている。 [変更なし]			
事業実施環境	事業の実効性	・地元からの要望があり、事業に対する同意は概ね得られている。		
	事業の成立性	・安心・活力・発展プラン2015、おおいた土木未来プラン2015、おおいたの道構想21 ・臼杵都市計画区域マスタープラン、臼杵市総合計画、臼杵市都市計画マスタープランに含まれている。 ・臼杵・津久見地区道路啓開計画において、最優先啓開ルート【ステップⅠ】に指定。 ・都市計画決定 祇園洲柳原線 (当初)S33.8 (変更)H11.10 [変更なし]		
	事業の特殊性	・埋蔵文化財の本調査を要する区間が多い		
対応方針	対応方針案	・継続		
	理由	・幹線道路のネットワーク強化とともに、通学生、観光客を含めた歩行者、自転車等の安全が確保される。 ・歴史的街並みとの調和と中心市街地の活性化に貢献する。 ・臼杵市、地元からの要望があり、事業実施への理解・協力は得られている。 以上のことから、事業継続としたい。		

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名	街路事業 祇園洲柳原線(南工区・本丁工区) 外1線			
総費用(A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H11～H83 (期間の内訳) 事業期間 H11～H33 維持管理期間 H34～H83	道路建設費	2車線	5,706,000	(残事業 232,000)(用補・測試含む)
	維持管理費		125,000	(残事業 76,000)
				(残事業 308,000)
		合計		5,831,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H34～H83 (期間の内訳) 事業完了後 H34～H83	走行時間短縮便益		15,195,000	(残事業 4,162,000)
	走行費用短縮便益		1,887,000	(残事業 1,549,000)
	交通事故減少便益		167,000	(残事業 152,000)
				(残事業 5,863,000)
		合計		17,249,000
総費用額(C)	8,090,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計(残事業 242,000)		
総便益額(B)	7,033,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計(残事業 2,403,000)		
費用便益 比率(B/C)	$\frac{7,033,000}{8,239,000} = 0.85 \approx 0.9$ $\frac{(残事業 2,403,000)}{242,000} = 9.93 \approx 9.9$			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外				
<p>本路線の整備により</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者・自転車の安全な通行空間の確保 (臼杵小学校、臼杵東中学校の通学路の整備) ・国道217号と臼杵市中心市街地を結ぶ、幹線道路のネットワーク強化 ・歴史的街並みとの調和と中心市街地の活性化に貢献 ・臼杵城跡、二王座、八町大路などの観光施設へのアクセス強化 				

※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

道路事業・街路事業 再評価チェックリスト

大項目	中項目	小項目	小項目の詳細	前回	今回	状況（前回評価からの変化点及び現状）	
事業の必要性	○必要性・緊急性	整備が必要な主たる理由	現状の課題から事業が必要な主な理由	■	■	幹線道路のネットワーク強化とともに、歩行者、自転車等の安全が確保される。(変更なし)	
		路線現況	路線現況	■	■	(今回) 平日交通量6,080台/日 (H25実測)	
	○整備効果	緊急を要する現状の課題	道路幾何構造	道路幾何構造	■	■	有効車道幅員5.5m→6.0mに拡幅(変更なし) 旅行速度の改善 40km/hに向上(変更なし)
			緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	緊急輸送道路・啓開ルートの指定状況	□	■	2次ネットワークの緊急輸送道路である。警備啓開ルート【ステップ1】である。
		事業実施により得られる効果	集約の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	集約の孤立化の恐れ及び代替路の確保状況	■	■	集約孤立の恐れはない。(変更なし)
			交通事故発生状況	交通事故発生状況	■	■	(前回) 1 (今回) 交通事故が36件/5年発生
		関連事業との進捗調整等	通学路の指定状況	通学路の指定状況	■	■	交安法指定路1号である。
			渋滞状況	渋滞状況	□	□	
			関連事業との進捗調整等	関連事業の進捗等への影響	□	□	
			防災・減災対策に係る効果	防災・減災対策に係る効果	□	■	2次ネットワークの緊急輸送道路に位置づけられている。 白杉公園(避難地)への避難経路に位置づけられている。
事業手法・工法の妥当性	○費用対効果分析	費用対効果分析(B/C)等	B/C算出結果、もしくはB/D/0による評価を行わない場合の理由と評価の考え方	■	■	B/C(前回) 1.0 (今回) 0.9 計画期間延伸による	
		関係法令・技術基準等との適合	関係法令や技術基準等への適合状況	■	■	道路法、道路構造令、道路標示方書に適合した工法を採用(変更なし)	
	○コスト削減	コスト削減に向けた具体的施策	事業効果及び経済性における種別案の検討状況	■	■	都市の将来像を把握えた都市計画決定に基づきルート決定されている。(変更なし)	
		地域材、建設副産物の有効利用	コスト削減に向けた工種・工法の導入	■	■	土砂は現場内流用を行い、建設発生土を抑制する。(変更なし) アスファルトコンクリート・砕石は再生資材を利用(変更なし)	
	○環境等への配慮	自然環境への配慮	地域の自然環境への影響と負担軽減対策	■	■	地盤改良施工時の発塵抑制剤の使用や散水による粉塵対策。(変更なし)	
		周辺の住環境への配慮	周辺の住環境の状況と負担軽減対策	■	■	低騒音、低振動型の建設機械を使用している。(変更なし)	
	○事業の実効性	景観への配慮	景観への配慮	周辺の景観への配慮	■	■	電線類地中化(電線共同溝)による景観への配慮。(変更なし)
			残土処理の状況	残土処理量の削減対策と処理地での蓄積配慮	■	■	発生土は現場内流用に努める。(変更なし)
		文化財の保護	文化財等の調査及び保護	■	■	周知通跡(白杉城跡)であることから、埋蔵文化財調査を行い、文化財の保護を図る。(変更なし)	
		事業の必要性	地元要望、協力体制	要望書の提出状況、期成会等の地元組織状況	■	■	都市計画決定により住民に周知されており、白杉市や地元からの要望もある。(変更なし)
市町村の協力体制			市町村による地元説明会や用地交渉への支援体制	■	■	白杉市や地元からの要望もあり、事業実施への理解、協力は得られている。(変更なし)	
用地取得の難易度			地権者の同意、事業への理解の状況	■	■	事業実施への理解、協力は得られている。(変更なし)	
法令等に基づく調整事項	法令等に基づく調整事項		■	■	都市計画法第59条2項に基づき、県施工にて事業を実施(変更なし) 白杉市歴史環境保全条例に係る協議・手続きを白杉市と調整(変更なし)		
事業の成立性	上位計画等との関連	都市計画	都市計画	■	■	都市計画決定(都市計画法第18条)(都)飯沼洲柳原線:HI1.10.18、(都)白杉駅前末広線:HI1.10.18 事業計画の変更(都市計画法第63条)H25.3(最終)	
		おおいの道構想2015	おおいの道構想2015	■	■	快適な道路空間の形成(都市計画道路の整備)(変更なし)	
	事業の根拠法令・採択要件	地域防災計画・地域強靱化計画	地域防災計画・地域強靱化計画	■	■	白杉公園(避難地)までの避難路に指定、地域強靱化計画・同アクションプランに位置づけあり(変更なし)	
		その他(交安法指定道路、長寿命化計画など)	その他(交安法指定道路、長寿命化計画など)	■	■	交安法指定路1号に位置づけあり。(変更なし)	
○事業の特殊性	他事業との関連	事業の根拠法令・採択要件	事業の根拠法令・採択要件	■	■	都市計画法第59条2項に基づき、県施工にて実施	
		他事業との関連	他事業の実施状況、連携による効果、進捗状況等	□	□	補助業務提議に規定された事業内容、採択基準の要件に適合(変更なし)	
事業実施環境	施工時期、期間の制限	施工時期、期間の制限	工事の実施時期・期間への制限	□	□		
		技術的難易度	技術面からの事業の実現性	□	□		

* 評価項目(小項目詳細)は対象事業の内容により記述が異なる場合がある。
* 該当あり項目は■、該当なし項目は□で記載。

再評価書

様式2-1

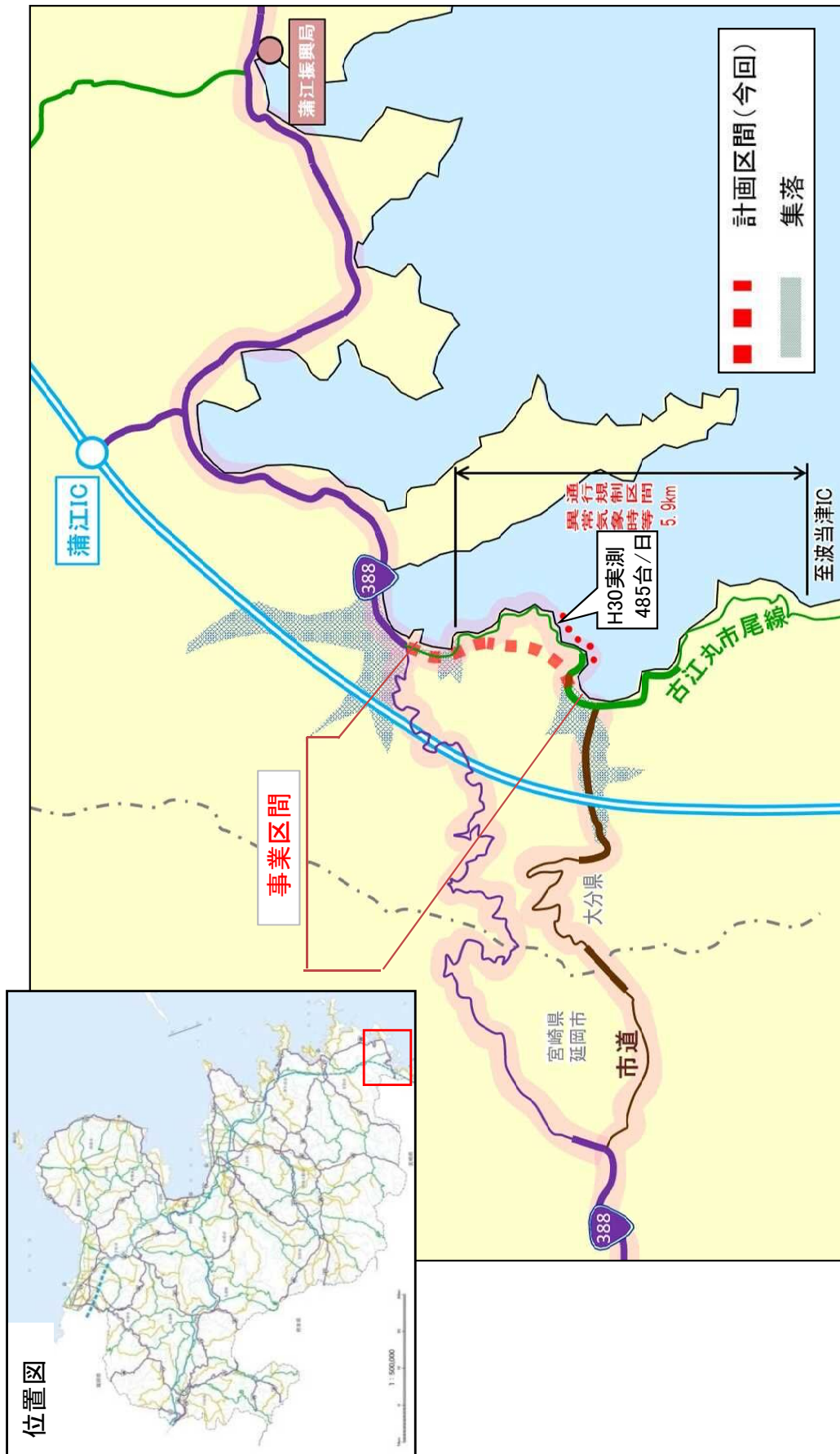
事業名・路線河川港地区名等	道路改築事業 ・ 一般県道 古江丸市尾線 葛原～丸市尾工区						
所在地・工区名	佐伯市蒲江大字葛原浦～大字丸市尾浦 (葛原～丸市尾工区)						
事業の目的	・異常気象時等通行規制区間である本区間には防災総点検要対策箇所もあり、防災上問題があることからバイパス整備により、災害に強く安心な道路交通機能の確保を図る。また、歩道設置の延伸により、歩行者の安全確保を図る。						
再評価基準	・大幅な計画変更(歩道設置区間の延伸)						
未着工・未完了の理由	・平成27年度に事業採択され、測量設計等を行い、用地補償を実施中である。						
事業採択年度	採択年度: 平成27年度	着工年度: 平成28年度					
事業実施予定期間	当初: 平成27年度～平成36年度		変更: 平成27年度～平成39年度				
事業の概要	計画概要	【計画延長・幅員】 L=1,580m(バイパス)、W=5.5(7.0～9.25)m 【構造規格】 第3種第4級 設計速度 V=40km/h 【計画交通量】 450台/日 (H42) 【重要構造物】 トンネル 2基(L=560m+160m=720m)					
		当初計画		第1回変更(H30年)			
	計画期間	H27～H36		H27～H39			
	工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)		
	道路工	860m	350	860m	380		
	トンネル工	720m	1800	720m	2100		
	測量試験費	1式	50	1式	160		
	用地補償費	1式	300	1式	300		
	計		2500		2940		
	変更内容・理由	・計画期間の延伸は、歩道計画の見直しおよび一部用地補償に時間を要しているため ・事業費の増は、トンネル区間内の歩道設置に伴うトンネル工の増額					
事業費の推移	事業進捗の状況	・平成29年度末の進捗状況は6.8%(事業費ベース) ・用地取得率は69%(面積ベース・平成31年1月末時点)					
		事業年度	年度事業費 (百万円)	累計事業費 (百万円)	工種	進捗率%	摘要
	全体		2,940	2,940			
	H27		40	40	測量設計	1.4%	
	H28		72	112	測量設計・用地補償	3.8%	
	H29		87	199	測量設計・用地補償	6.8%	
	H30		25	224	測量設計・用地補償	7.6%	
	H31		200	424	トンネル工・用地補償	14.4%	
	H32		800	1,224	トンネル工	41.6%	
	H33		600	1,824	トンネル工・改良工 用地補償	62.0%	
	H34		150	1,974	トンネル工・改良工 用地補償	67.1%	
	H35		150	2,124	改良工 測量設計・用地補償	72.2%	
	H36		150	2,274	改良工	77.3%	
	H37		150	2,424	トンネル工・改良工	82.4%	
	H38		250	2,674	トンネル工・改良工	91.0%	
H39		266	2,940	トンネル工・改良工	100%		

再評価書

様式2-2

事業環境の変化	交通状況の変化 (社会・経済情勢の変化)	前回評価(H26実測:交通量458台/日、歩行者 5人/12時間、自転車 2台/12h) →今回(H30実測:交通量485台/日、歩行者39人/12時間、自転車18台/12h)			
	地元情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・地元や関係市からの要望も強く、事業実施への理解、協力は得られている。(毎年度)佐伯市→大分県議会(土木建築委員会) (毎年度)名護屋地区区長会、かまえ道路整備促進期成会による要望 			
事業の必要性	必要性・緊急性	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路(1次)であるが、異常気象時等通行規制区間に指定されており、加えて越波(3.7m~4.6m)や落石対策(防災総点検要対策箇所4箇所が未対策)も必要なため防災機能が脆弱であり、日常生活に支障 ・越波による通行止めは、H16~30年で13日間あり、車両が流される被害も発生(H23) ・70m程度の斜面が連なり、斜面には浮き石が多数存在するなど危険な状態である ・前回評価時以降、落石が2回発生している。(H27, H30) ・幅員狭小(最小幅員W=3.7m)、線形不良(最小R=15m)の隘路区間である ・東九州自動車道の緊急避難路は、使用基準が限定(集落孤立時等)され、日常時は使用不可 			
	整備効果	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路として、災害に強く安心な道路交通機能の確保 ・集落の安全な生活道路を確保 ・安全性・快適性の向上 			
事業手法・工法の妥当性	費用便益分析	費用便益比(B/C)	事業採択時	今回 再評価時	-
			0.1	0.1	-
	費用便益の分析	前回:総費用C=19.91億円、総便益B=2.20億円⇒B/C=0.1 今回:総費用C=25.13億円、総便益B=2.07億円⇒B/C=0.1 上記の他、総費用については工事費および測量試験費の増による。			
	工法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・現道拡幅案とバイパス(トンネル)案の比較検討の結果、経済性・機能性・安全性等総合的に優れるトンネル案を最適ルートとして選定。 			
	コスト縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土を盛土材に利用し、アスファルト・コンクリート、砕石は再生資材を利用 			
環境等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・カマエカズラ(県指定文化財:天然記念物)の自生地を避け、トンネルにより地形改変が最も少ない計画としている 				
事業実施環境	事業の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・佐伯市から大分県議会(土木建築委員会)に要望書提出 ・「名護屋地区区長会」(丸市尾、波当津、葛原、越田尾、森崎、坪、野々河内)および「かまえ道路整備促進期成会」による要望もあり、協力体制は整っている。 			
	事業の成立性	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路(1次)に指定 ・おおいの道構想2015の第3次ネットワークに位置づけられている路線 ・計画区間に交通安全指定道路3号該当区間あり ・道路法第29条に基づき事業を実施 ・社会資本整備総合交付金交付要綱に規定された事業内容、採択基準の要件に適合 			
	事業の特殊性	-			
対応方針	対応方針案	・継続			
	理由	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からの要望は強く、事業実施により、緊急輸送道路として災害時の道路交通機能の確保、集落の安全な生活道路の確保、安全性・快適性の向上等の効果が得られることから、事業継続としたい。 			

事業箇所位置図



費用便益内訳書

金額単位：千円

事業名 道路改築事業 一般県道 古江丸市尾線 葛原～丸市尾工区				
総費用 (A)	施設名	整備規模	事業費	備考
投資期間 H27～H89 (期間の内訳) 事業期間 H27～H39 維持管理期間 H40～H89	道路建設費	完成2車線	2,831,000	(测试・用補含む)
	維持管理費		211,000	
		合 計		3,042,000
総便益	評価項目		便益額	備考
測定期間 H40～H89 (期間の内訳) 事業完了後 H40～H89	走行時間短縮便益		535,000	
	走行経費減少便益		82,000	
	交通事故減少便益		30,000	
	合 計		647,000	割引前の総便益
総費用額 (C)	2,513,000	割引率を4%として事業費を現在価値化したものの合計		
総便益額 (B)	207,000	割引率を4%として便益額を現在価値化したものの合計		
費用便益 比率 (B/C)	207,000/2,513,000=0.1			
(その他の整備効果)…貨幣価値換算して便益額を算出した項目以外 ・緊急輸送道路として、災害に強く安心な道路交通機能の確保 ・集落の安全な生活道路を確保 ・安全性・快適性の向上				

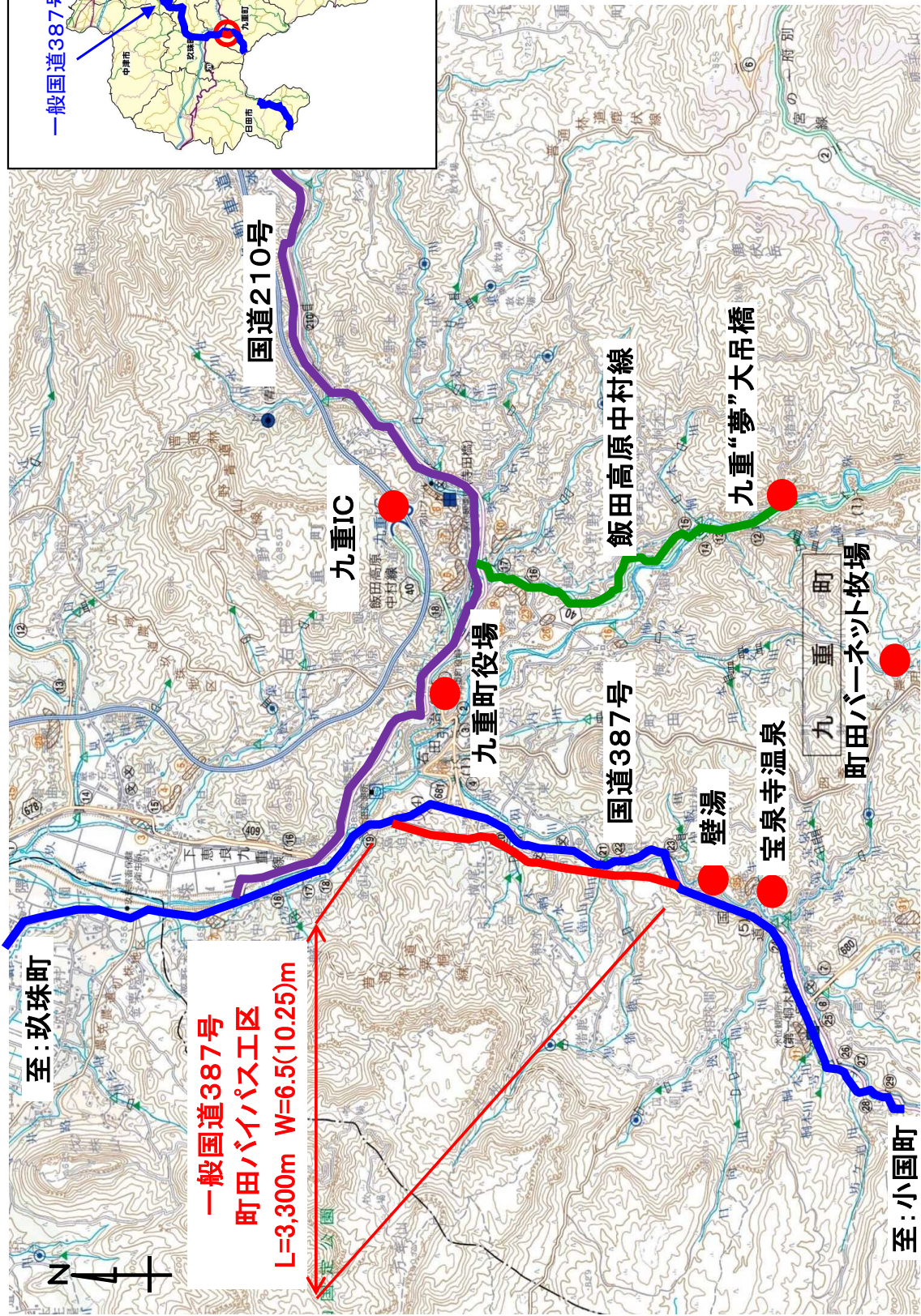
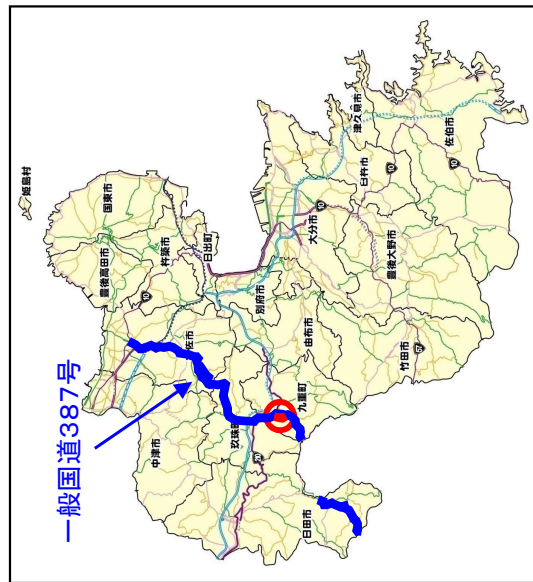
※現在価値化の基準時点は、評価を実施する年度とする。

事後評価書

様式1

事業の概要	事業名・路線河川港地区名等	道路改築事業 ・ 国道387号						
	所在地・工区名	玖珠郡九重町引治～町田 (町田バイパス)						
	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線のバイパス整備により走行性の向上を図る。 ・歩道設置により歩行者や通行車両の安全を確保する。 						
	事業採択年度	採択年度: 平成16年度			着工年度: 平成17年度			
	事業の内容	【延長・幅員】 L=3,300m W=6.5(10.25)m 【道路区分】 第3種第2級 【設計速度】 V=60km 【計画交通量】 4,700台/日 【重要構造物】 1号トンネル(L=162m)、2号トンネル(L=68m)、1号橋(L=18m)						
	全体事業概要	事業計画の推移	当初計画				最終精算(H25年)	
		計画期間	H16～H23				H16～H25	
		工種	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)	数量	金額(百万円)
		道路工	3,052m	1,900			3,052m	2,500
		トンネル工	2本(230m)	750			2本(230m)	833
橋梁工		1橋(18m)	70			1橋(18m)	73	
用地補償費		1式	230			1式	234	
測量試験費		1式	250			1式	376	
計			3,200				4,016	
変更内容・理由	・軟弱地盤の存在により、構造物基礎部の地盤改良工、切土部の土留めアンカー工等が必要となり、事業費の増大となった。 ・軟弱地盤対策による工種の増および用地取得の難航箇所により、計画期間を2年延伸した。							
社会・経済情勢の変化	・交通量の変化 6,092台/日(H25) → バイパス5,444台/日、現道1,406台/日(H29) ・大型車混入率の変化 7.4%(H25) → バイパス11.5%、現道6.6%(H29) ・事故件数の変化 10件(H16～H18の3年間) → 3件(H28～H30の3年間)							
事業の効果	必要性	・九重夢大吊橋や宝泉寺温泉など観光地への主要観光ルートであるが、線形不良及び幅員狭小箇所が存在し、走行性が劣る。 ・小学校の通学路であるが、幅員が狭く車両の離合が困難なうえに、歩道が設置されていないため、歩行者が非常に危険な状況にさらされている。						
	整備効果	・幅員狭小区間および線形不良箇所の解消により、走行環境が改善され、交通事故の危険性が減少した。 ・歩道を設置することにより、安全・安心な通行が可能となった。 ・防災上の要対策箇所の解消により、土砂災害の危険性が減少した。						
事業の実施状況	費用対効果分析	・B/C=1.2						
	工法の妥当性	・現道拡幅や他のバイパス案について事業費や周辺集落への影響、神社等を考慮しながらルート比較を行い、完了している。						
	コスト縮減	・旧鉄道敷を活用することにより、用地補償費の縮減を図った。 ・再生材(砕石等)の活用に努めた。						
	環境等への影響	・切土法面には植生工を施工し、周辺環境との調和に努めた。						
	事業の実効性の確認 (事業採択時からの変化の状況)	・九重町、地元自治会、PTA、観光協会等から構成される国道387号道路整備促進期成会との連携により、用地交渉等も概ねスムーズに行われた。						
事業の検証	当該事業の今後の課題	・軟弱地盤対策の追加による事業費の増および用地取得の難航箇所による計画期間の延伸を招いたことが、事業管理上の課題と考える。						
	同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	・事業着手後に地質等の必要な調査を行い、事業費の精度を上げていくことが必要。						
	その他特記事項	・特になし						
対応方針	対応方針案	・評価の完了						
	理由	・当初の事業目的が達成できているため。						

事業概要図



道路事業 事後評価チェックリスト(作成例)

大項目	中項目	小項目	小項目の細別	評価	具体的な内容		
事業の効果	必要性	整備が必要な主たる理由	当初計画時の課題や社会情勢の変化を踏まえ、事業が必要とされた主な理由	○	線形不良及び幅員狭小箇所を解消し、走行性の向上を図る。歩道設置により歩行者や通行車両の安全を確保する。		
			防災対策に係る効果	○	緊急輸送道路(2次ネットワーク)の整備により防災機能向上。		
			交通事故対策に係る効果	○	車道幅員の拡幅、歩道の設置により死傷事故対策、通学路の安全確保。整備前:10件/3年(H16-H18) → 整備後:3件/3年(H28-H30)		
			小規模集落対策に係る効果	-	特になし		
			ネットワーク整備に係る効果	○	九重町と熊本県小国町を結ぶ広域ネットワークの整備による物流機能の拡大。		
			都市空間整備に係る効果	-	特になし		
			その他の効果	○	防災総点検の要対策箇所(落石や法面の崩落の危険性)を解消。		
			利用者や地元住民の評価	○	地区住民からは、「歩道を設置することにより、安全・安心な通学が可能となった」などの評価を頂いている。		
			費用対効果分析	○	B/C算出結果、もしくはB/Cによる評価を行わない場合の理由と評価の考え方	○	B/C=1.18=1.2
			工法の妥当性	○	当初計画からの見直し状況、経済性等の検討状況	○	現道拡幅や他のパイルバス案について事業費や周辺集落への影響、神社等を考慮しながらルート比較を行い、完了している。
事業の実施状況	環境等への影響	コスト削減	コスト削減に向けた工種・工法の取組状況	○	旧鉄道敷を活用することにより、用地補償費の削減を図った。再生材(砕石等)の活用にも努めた。		
		自然環境への影響	自然環境の保全や負荷軽減措置が適切であったか	○	切土法面には植生工を施工し、周辺環境との調和に努めた。		
		周辺の住環境への影響	周辺の住環境への負荷軽減対策が適切であったか	○	低騒音、低振動型の建設機械を使用し、住環境に関する苦情はない。		
		景観への影響	設置した構造物等が周辺景観と調和しているか	○	トンネル計画の採用により、景観と自然環境へ与える負荷を可能な限り抑制している。切土法面の植生は、周辺の山々に溶け込んでいる。		
		残土処理の状況	残土処理土量の低減対策と処理地での環境配慮	○	発生土量約16万m ³ は、約3万m ³ を本事業の盛土材として、残り約13万m ³ を他の公共工事への流用や九重町有地の造成に転用し、転用地では排水溝の整備により周辺への土砂流出の防止を図った。		
		地元の協力状況	地元の協力体制や当初計画時からの地元要請の変化等への対応状況	○	九重町、地元自治会、PTA、福光協会等から構成される国道387号道路整備促進期成会との連携により、用地交渉も概ねスムーズに行われた。		
		法令等に基づく調整事項・手続き	法令等に基づく調整事項・手続きの状況	○	取馬田田英彦山国定公園第二種特別地域内であるため工作物新築許可を受けて工事着手。文化財保護法については手続き不要を確認。		
		当該事業の今後の課題	当該事業の今後の課題	○	軟弱土質対策工種の増による事業費の増加及び用地取得の難航箇所による事業期間の延伸を招いたことが、事業管理上の課題と考える。		
		同種事業に関する今後の計画や調査のあり方	今後の計画や調査のあり方	○	事業着手後に必要な調査を行い、事業費の精度を上げていくことが必要であり、適宜、事業再評価に諮り、適切な事業執行に努める。用地交渉を効率的に進めるため、関係者への事業説明等を充実させ、早期に事業への理解を得る。		
		その他特記事項	その他特記事項	-	特になし		
評価指標	評価が○の場合 → 評価に△がある場合 → 評価に×がある場合 →	事業の目標を達成し、事業効果が発現している。	○				
		概ね事業の目標を達成しているが、課題等について今後も継続して対応が必要である。	△				
		早急な対応及びフォローアップをおこなう必要がある。	×				

大分県事業評価監視委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県事業評価監視委員会設置要綱第4条第4項の規定に基づき、大分県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の開催の周知)

第2条 委員会の開催は公開とし、所定の方法により周知するものとする。周知後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会の名称、開催日時、場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、問い合わせ先、その他必要な事項とする。

(傍聴人)

第3条 傍聴人とは、委員長の許可を得て、委員会を傍聴する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除く。

- 一 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- 二 酒気等を帯びていると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(一般傍聴席の傍聴人の定員)

第4条 一般傍聴席の傍聴人の定員は20人以内とし、議場の大きさによりあらかじめ決定する。ただし、委員長が特別の事情があると認める場合は、委員長は別に定員を決めることができる。

(一般傍聴の受付)

第5条 一般傍聴を希望する者は、委員会当日の会場受付にて先着順で一般傍聴受付簿に氏名、住所を記入する。受付を終了した者は一般傍聴券、資料、傍聴要領の交付を受け、入場することができる。なお、一般傍聴の受付は受付時間内であっても傍聴希望者が定員となり次第終了する。

(一般傍聴券の携帯及び提示)

第6条 一般傍聴者は、一般傍聴券の交付を受け、これを携帯し、事務局員から要求があったときは、これを提示しなければならない。

(一般傍聴券の通用期限)

第7条 一般傍聴券は、交付当日限り通用する。

(一般傍聴人の会議室における遵守事項)

第8条 一般傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- 一 委員長及び事務局員の指示に従うこと。
- 二 静粛にし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明しないこと。
- 三 飲食又は喫煙をしないこと。
- 四 みだりに席を離れないこと。
- 五 はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用したり、張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 六 携帯電話、PHS、ポケットベル等これらの類について会場内での使用は禁止とし、受信音等についても鳴らないようにすること。
- 七 写真撮影、録画、録音等を許可なく行わないこと。
- 八 その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(報道関係者の会議室における遵守事項)

第9条 報道関係者は、節度ある取材を行うとともに、委員長及び事務局員の指示に従うこと。

(委員会の一時非公開)

第10条 会議の内容が、大分県情報公開条例（大分県条例平成12年条例第47号）第7条各号に規定する情報に該当する場合、又は会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと明らかに予想されるとき、委員長は非公開であることを宣言し、委員会を一時非公開とすることができる。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- 一 前条の規定により委員長が非公開であることを宣言したとき。
 - 二 傍聴人がこの要領に違反し、委員長が注意した後もなおこれに従わずに委員長が退場を命じたとき。
- 2 前項第二号の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会議室に入ることはできない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。